<参考資料編 1>

		`	1 T	,
第 1	章	様式集		
第		・一般給水装置工事関係の様式		
	1.	給水装置工事申込書		1
	2.	給水開始申込書·····		
		給水装置使用(変更)届		3
		給水装置所有者変更・廃止届		4
		承諾書(土地所有者・装置所有者)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
		給水装置工事設計変更·申込取消届······		6
		代理人選定(変更)届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
		既設給水装置使用承認願		
		誓約書(舗装復旧工事)		
		誓約書(メーター位置等給水装置の維持管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10
	11.	誓約書(給水装置の維持管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	11
	12.	誓約書(給水取出し管の未撤去に伴う維持管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		12
	13.	誓約書(開発等に伴う先行給水取出し管が不要となった場合の撤去工事)		13
		誓約書(水道直結式スプリンクラー設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
		誓約書(浄水器設置)		15
	16.	誓約書(給水装置工事申込書に係る納付書の分割)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		16
		誓約書(給水装置工事に伴う利害関係人の承諾について)		17
		水路敷使用同意書		20
		道路掘削(占用)同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21
	20.	主任技術者の検査記録報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	22
	21.	給水事前協議書(様式のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		24
第	2条	受水槽式給水装置工事関係の様式		
	22	中高層集合住宅における水道料金等の各戸検針		
		及び各戸徴収に関する誓約書一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	25
第 2	章	技術基準集		
第		技術的基準関係(加古川市)		
		メーター設置の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		32
		給水装置使用材料一覧表·配水管使用材料······		44
	3.	メーターユニット仕様書(配管参考図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		52

(参- P)

第3章 記入見本集

30 T III	ロノンレイ・米	
第1条	記入見本及び手順・マニュアル等参考資料(加古川市)	
1.	給水装置工事申請書の記入手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2.	給水申込書兼設計書等の記入例(見本)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
3.	給水装置工事申込書記入例 新設 1-① · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57
4.	給水装置工事申込書記入例 新設 1-② · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
5.	給水装置工事申込書記入例 新設 1-③ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
6.	給水装置工事申込書記入例 新設 1-④ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	60
7.	給水装置工事申込書記入例 取出し新設 2-①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
8.	給水装置工事申込書記入例 增設 3-①改造 4-①HIVP······	62
9.	給水装置工事申込書記入例 増設 3-①改造 4-①へッダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
10.	給水装置工事申込書記入例 増設 3-② · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64
11.	給水装置工事申込書記入例 改造 4-②5-② · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	65
12.	給水装置工事申込書記入例 撤去 6-① · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
13.	給水装置工事竣工図(届)記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
14.	主任技術者の検査記録報告書 記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
15.	道路占用(掘削)申請図面 記入例	70
第4章 手	手順・マニュアル集	
第1条	給水装置工事	
1.	給水装置工事のフロー及び簡易マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2.	給水申込書・竣工図書提出時の書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第2条	穿孔工事	
1.	穿孔工事における手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
2.	穿孔・立会い工事予定表	80
第3条	その他	
1.	水道工事に伴う関係機関の連絡先(緊急時連絡票見本含む)・・・・・・・・	81
2.	分担金及び手数料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
第5章 法	去令集	
第1条	法令関係	
1.	水道法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2.	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
3.	加古川市水道事業給水条例	102
4.	加古川市水道給水条例施行規程・・・・・・・・・・・・・ 1	117
5.	加古川市水道局給水装置の構造及び材質に関する要綱・・・・・・・・・・・ 1	125

6.	加古川市指定給水装置工事事業者規程	128
7.	給水事前協議書取扱要領(加古川市)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
8.	3階直圧式給水取扱要領(加古川市)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
9.	直結増圧式給水取扱要領(加古川市)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
10.	給排水設備技術基準解説(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146

医分发耳上 半十八 三				ABE	ガ使		メーツに国	四十二十四十二十	
平	付日	安付番号		%F	类	状数量作	付近見取図 別紙のとおり	紹次装直上事設計図	
3						T		(四里立) (四里古)	
	上所 コード	專用检鑽号							
a	-4-3	mm メータ保管届	绿						
			_			-			
品 含水装置工事の施工承認をお願いします。 ☆	野 水 面	管し検針修繕等を妨げるような行 為はいたしません。							
加古川市	谷	•							
題上場所 工	工事種別 新設・取	K出・増設・改造・撤去	_						
給 水 方 式 直圧式・受水槽方式・3 階直圧・直結増圧 口 名	口径変更 無 · 有	% ⊘↑% ⊘	_		+				
上記申込者の給水装置を私所有の 町 *受水	*受水槽方式の場合		#						
•	青容量 mg	中高層集合住宅各戸契約				-			
電器	· #		· ;						-
Additional size is a construction of the const			#		-				
上記申込者の給水装置を私所有の 町 の七記・建物に砂器することを承諾しました。	第 45	・国庫・温庫・温風・							H
十二・年間 所有者・中込者と異なる場合のも言入のこと	• 路縣名	道路甲請賜							_
承 路 氏名 每		高品の必要を表現している。 道路中請及び舗装本復旧をお願いします。 申込者							+
上記申込者が私所有の給水装置から分岐して給水装置 (本非闘することを承禁 ! ました。									
所有者 * 必要な場合のな訳人のこと	2000年 2000年								-
	(指定番号)	9							+
工事完成後公道上に敷設されている装置を市に帰属する 帰 展 アンを向ら異雑なく要禁します。	區 話								Н
(G)	技術者 番号)								+
		課 長 回課長 係 辰 (係							+
	第一号								_
10より分岐	温と連合					+			Н
并进			_						
竣工検査手数料									
分 担 金									+
工事負担金			Ħ						
			₹ <u>†</u>						+
a	2.上り島納入金	日海終期日	ĪΞ						-
日次日本	の追後・遺付・調定減額を行う		=						-
- 			2.1						
道路後旧費内訳			11						+
面積延長単価工事価格。職長	5 副課長 係 長	係 係 類定							+
松			€⅓		+				+
90	_	_	<u></u>		-				H
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 削戰長 係 長	条篇定	匣						+
数									÷
		_		_		_			I

給	水	開	始	申	込	書	(新設)
/I'H	/ 4 *	1/14			~		(/// 19/~ /

車	用力	全 番	:		
 	/13				
	-	_			
検	4十	番	号		
 1火	- 平 -	_ TET			
_	_		_	_	

加	古川市上	下水道	事業領	管理者	様									
									平成		年	月	日	
					申込者	.	氏 名					(f	
							TEL		()			
下	記の給水装	置に給え	火してくナ	どさるよう	申し込み	ます。								
な	お、条例の気	定めるとこ	ころにより	り、メータ	は使用者	におい	で責任	£をもっ	て保管いた	します。	,			
					町					番地		課		
給水物	技置所在地	方 書										長		
经水出		住 所	Ŧ									副課長		
WH /1 \ 4	X 匝 区 / 11 石	(ふりがな) 氏名						TEL		(1)				_
住所 〒												係 長 -		
給水金	技置所有者	(ふりがな) 氏 名												_
給水	装置の種類			開栓年月日							係			
給力	の用途				量水器 設置者							. 係		
給力	くの種類		一般	用・	湯屋用	· E	富 時 月	1	第	類		DIN		
×	型	式	型	湿 •	乾 · 単	<u>í</u> •	複	製	造メーカー					
	П	径				m	ım	指	示 数					
タ	番	号						検	定満期			年	月	
※送	付 先 <u>(</u> 彩	·金納入	通知送付	寸先が給	水装置所	在地と	異なる	場合記	<u> </u>		処	理合	議	
(ふり) 住	デ 所									委	担	当	処理日	
(ふり) 氏						TEL				委託業者				
備	考													

H27.4.1

※太わく内のみ記入してください

♦ ♦			\ =	専	用栓番	号
給 水 装 ·	直	(変 史) 油		_	
加古川市上下水	道事業管理者	扩様		届出日	年	月 日
				変更日	年	月 日
住 所	Ī					
届出者						
氏 名	I			(fi)		
			連 絡 先 T E L		()	
次のとおり使用(変更)したいのでお届に	けします。			,	
	加古川市					
使用(変更)場所	アパート・マンションタ 及び棟番号・部屋番					
フリガナ	人			包	更用者TE	L
使用者氏名					()	
※送付先 <u>納入通知書</u> 等	 等の送付先が使用場	易所と異なるときは、下欄	に送付先を記	L L入してください	<u>\</u>	
	₸					
送付先住所	アパート・マンションクスでは来り、効果で					
フリガナ	及び棟番号・部屋番	万		ì	送付先TE	L
送付先氏名					()	
	,L]を記入)					
□開 栓						
□使用者変更						
□ 氏名変更 □ 閉 栓						
	転居先					
			TEI		\	
		I	TEL)	
口径型式	リータ番号 一	取付年月日	検定期間	最終指示数	検針	番号
		年月日	年月			
振 分 コード →	用途コード		_	>		
料金精算	経 営	管 理 課	- -	委託業者	Ţ	配水課
□ 精算入金済	担	当 者	担	当 者	処理日	処 理
□ 送付・手渡し						
□ 未 入 金						

H27.4.1

	給 水	装	置		所有者 廃	変更 止		届		<u> </u>	· 用 作 —	т ш	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙
加古	川市上下水	道事	業管理	里者	様				 平成		年	月	
						1	住 所						
				F	申 込 者		^{ふりがな)} 氏 名						
								TEL			()	
次のと	おり給水装置の	所有:	者変更 止	をした	いのでお	る届けし	ます。						
給水	装置所在地	加古月	川市			田	Ţ						
変見	更年月日	平成	左	年	月	F	1						
届	□ 新所有	者						旧所有者	-				
出	(səŋjişə) 氏名					Œ		(ふりがな) 氏名					
内	□廃□	Ŀ											
容	【理由】		•	相	殺		•	口径変更		•	不	要	
	誓	約	킡	<u></u>		メ	口	径	番	号	•		指示数
	表置所有者変更						٨.١	Hn BB	1	T/V	ΔI	Tr.	
	により押印できる ム方で解決し上					タ	横	定期間		検	針	番	号
せん。 【 理 由	a】 該当項目	に○目	「を入れ	る				□精算					
	1. 旧所有者が	「不明				料金は			・ ・ 手渡し				
	 旧所有者が その他 	『遠方	△転出			精 算		□未	入 金				
						課	長	副課長	係	長	1	系	処 理
加古。	川市上下水道	事業管	理者	様									
	住所					糸	圣営管	算理課		委託	業者		処理日
	氏名			(Ð								

専用栓番号

承 諾 書

専用栓番号

平成 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

下記の給水装置工事の施行に伴う利害関係人として次の項目について承諾します。尚、後日問題を生じましても私方で解決し、上下水道局には迷惑をおかけしません。

※ 該当番号に○

家屋・土地・給	 1.家屋所有者 2.土地所有者 3.装置所有者 	住 所 氏 名	
水装置の所有者	1. 私の所有する家屋内に給水 2.私の所有する地内に給水装 3. 私の所有する給水装置(給力	置(給水管)を布設すること。	号】より分岐すること。

給水	場	所	加古川市	町	ſ		番地
水装置	工事	種別	給水装置工事	新 設	増設	改造	撤去
直工事	用	途	一般家庭用	共同住宅用	営業用	その他用	
申	住	所					
込者	申证	人者			(FI)		

H27.4.1

加古川市」 下記 都合	の給水装	長置の工	事を平り	成 年 (申込取	: 月 消) をした	日に! いのでお届!	申込みまし けします。	たが、
					2	区成 年	月	日
申	込	者 (,	住 所 ふりがな) 氏 名					電 話 () 番
工事	の種	別	1. 新 認	ž 2	. 増 設	3. 改	造 4	. 撤 去
工事	の場	所	加古川市	ī	町			番地
給 種 類	装 番	置号	専 ・ 共・ 第	消(専用	栓番号) 号	工事申込書 受付番号	第	号
指 定 事	工 業	事者				工事申込書 受 付 日		
理由								
受 付	平成第	年月	号号	課 長	副課長	係長	係	係

Щ	I
(変更)	
护)
八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	Į
\prec	•
型	1
#	•

専用栓番

加古川市上下水道事業管理者 様

ш 町 #平限

住所

給水装置所有者

氏名

下記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けします。

奉港 奉 <u></u> 宣 臣 旨 加古川市 加古川市 (ふりがな) 氏名 刑 谷 币 **H** \boxplus 出 給水装置所 在 格 新代理人 旧代理人

1. 代理人となった方は、所有者に代わって条例、規程に定める一切の事項を 処理する責任を負うものとする。

2. 代理人の住所が変更になったときには、その旨届け出てください。

.,			ì	·)	. ,	
給水装置 種 類	専、共、消、第	号	給水の種類)種類	第	類
	種別	架	台	騑		針
メーダーダー	口径	無	цÞ			
	メーター台帳	給水	台 帳			
台帳整理	月 日印	I A	日印			

H27.4.1

F	1	## / 		車	用栓番	李	
せ て 理	人强	代埋入選定(変更)	で) 庙[1		
加古)	工业	加古川市上下水道事業管理者 様	理者 様				
				平成	年月	ш	
		住所					
<i>₩</i>	給水装置所有者	有者					
		氏名					
	下記のとま	下記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けします。	変更)したので	さお届けしま	to		
給水装置 所 在 地	加古川市		町			番地	
# 2	住 所	加古川市	鱼			番	
く 世 二	田 名						
田台	住 所		宜			番	
が () () () () () () () () () () () () () ((ふりがな) 氏名						
1. 代理	人となった	代理人となった方は、所有者に代わって条例、規程に定める一切の事項を	代わって条例	1、規程に定	9-2Q	りの事項を	۸.
20 通	[する責任	処理する責任を負うものとする。	° °				

H27.4.1

ᇤ

ᇤ

Щ

台帳整理

憲

40

长 皿

箈

ター台帳

] ×

Ē

中

無

口谷

メーダーメ

型

無

給水の種類

中

紙

専、共、消、

給水装置種

2. 代理人の住所が変更になったときには、その旨届け出てください。

華

苮

中

橅

忆

種別

既設給水装置使用承認願

溗 加古川市上下水道事業管理者

加古川市 給水装置場所

旨

鄰

凡名

給水装置使用者

Si

上記の既設給水装置に市上水道よりの給水管を連絡した いので下記の事項を承知いたしますから既設給水装置を 承認して下さい。

딞

既設給水装置承認後においても加古川市水道事業給水条例にふれる場合は私の費用にて御指示の通り改造いたします。

既設給水装置が不良のために生じた損害はすべて私が 責を負います。 $^{\circ}$

Щ # 平成

Ш

給水装置所有者

住所

氏名

既設給水装置使用承認願

様 加古川市上下水道事業管理者

給水装置場所

加古川市

旨

奉活

万名 給水装置使用者 Si

上記の既設給水装置に市上水道よりの給水管を連絡した いので下記の事項を承知いたしますから既設給水装置を承認して下さい。

딞

既設給水装置承認後においても加古川市水道事業給水条例にふれる場合は私の費用にて御指示の通り改造いたします。

既設給水装置が不良のために生じた損害はすべて私が 責を負います。 arphi

Щ # 平成

Ш

給水装置所有者

住所

开名

専用栓番号	_	

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置	工事申込者	
<u>住</u>	所	
氏	名	
指定工事	事業者	
		印

誓約 書(舗装復旧工事)

給水装置工事申込みに係る、給水管布設工事に伴う舗装復旧工事につきましては、 給水工事完了後ただちに、道路管理者の指示(舗装面積、工法等)に従い、上記の申 込者及び指定工事事業者で責任を持って施工することを誓約します。

なお、後日問題を生じましても双方が責任を持って解決し、水道事業者には一切 の迷惑をおかけ致しません。

また、工事完了後は竣工写真等をすみやかに提出いたします。

<理由	>			

1 / 1 L. H. J

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者

住 所 ______

氏 名 即

誓 約 書

(メータ位置等給水装置の維持管理)

給水装置工事の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切 の迷惑をおかけ致しません。

記

- 1. 敷地境界箇所に、第一止水栓(バルブ・仕切弁)を設置し、メータを敷地奥に設置することを計画しており、問題があった場合はすべて当方で対応いたします。
- 2. 漏水時等の維持管理の責任区分は第一止水栓(バルブ・仕切弁)とし、それ以降のメータを含めた給水装置の管理は申込者といたします。
- 3. 給水管布設の管理地を確保し、その給水装置を管理いたします。
- 4. メータ装置は、検針業務に支障の無いように管理いたします。
- 5. 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知のうえ、誓約内容を継承いたします。

以上

指定工事事業者

(EII)

H27. 4. 1

専用栓番号	_	

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

誓 約 書

(給水装置の維持管理)

給水装置工事の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切 の迷惑をおかけ致しません。

記

以上

钔

1. 給水装置の管理は、所有者(財産)が行うことになっておりますが、配水管(上下水道局管理)より分岐され、メータまでの給水装置は漏水した場合に限り上下水道局にて管理することとなっておりますが、今回の給水装置工事の申込みにあたり、I期主管の管末より今回Ⅱ期主管として利用し、分岐元近くまで戻る配管となっていることにおいて境界付近に設置する第1バルブ以降で漏水等問題があった場合等の維持管理はすべて当方で対応します。

指定工事事業者

印

H27. 4. 1

専用栓番号 -	-
---------	---

加古川市上下水道事業管理者 様

 給水装置工事申込者

 住 所

 氏 名

誓 約 書

(給水取出し管の未撤去に伴う維持管理)

給水装置工事の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。 なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には 一切の迷惑をおかけ致しません。

記

- 1 今回の申込で、不要となった既設給水装置(給水取出し管)は、配水管 との分岐箇所で撤去することになっていますが、当方の都合で将来的な計 画を考慮し残存させていただきますが、それにより起こる得る漏水等の一 切の問題は当方で対応いたします。
- 2 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知のうえ、誓 約内容を継承いたします。

以上

H27.4.1

専用栓番号	_
71 / 11 1TP EE 77	

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者 <u>住 所</u>

氏 名

印

誓 約 書

(開発等に伴う先行給水取出し管が不要となった場合の撤去工事)

開発行為等に伴う給水装置工事(舗装のため給水取出しを先行工事)の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には 一切の迷惑をおかけ致しません。

記

1 開発工事等に伴い、舗装前に給水装置工事(舗装先行工事)の新設取出し 工事申込書を提出いたしますが、完了検査後に区画の変更等が生じ、不要 となった給水装置(給水取出し管)は、原因者の負担で撤去(分水栓止め) 工事をいたします。

また、撤去工事にあたっては指定工事事業者を通じて給水装置工事申込書を提出いたします。

2 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知のうえ、誓 約内容を継承いたします。

以上

指定工事事業者		

H27. 4. 1

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置	置工事申込者	ž. ∃	
<u>住</u>	所		
氏	名		目

誓 約 書

(水道直結式スプリンクラー設備)

このたび、水道直結式スプリンクラー設備を上記の場所に設置するに当たり、下記の事項について十分理解し、適正に維持管理することを誓約します。 なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者に は一切の迷惑をおかけ致しません。

記

- 1 水道直結式スプリンクラー設備は、水道直結であるため、配水管等の断 水時には使用できないこと。
- 2 水道増圧装置を設置している場合は、停電時において所要の水量が確保 できない場合があること。
- 3 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道 直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じた場合 でも、水道事業者はその責を負わないこと。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における誤作動及び火災時の作動不良に関し、水道事業者はその責を負わないこと。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には、 1~4のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させること。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備の配管変更を行う場合は、加古川市水道 事業給水条例等関係法令に基づき、適正に行うこと。
- 7 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前項までの 事項について譲受人に熟知させること。

専用栓番号 一

平成 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 📵

誓約 書(浄水器等設置)

このたび、給水装置の主管部への浄水器等を設置することに当たり、下記の事項について十分理解し、適正に維持管理することを誓約します。

なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切の 迷惑をおかけ致しません。

記

- 1. 設置場所 加古川市
- 2. 浄水器等の型式名

記

- 1 水道事業者の、水質責任範囲は浄水器等の上流までとし、これより下流側は申込者の責任で管理します。
- 2 維持管理については、浄水器等の使用に応じて適切な管理を行います。
- 3 利害関係人への周知は、申込者以外の使用者がいる場合は浄水器等の使用状況及び管理者責任等について説明し、使用についての承諾を得ておくものとします。
- 4 浄水器等に起因して問題が生じた場合は、申込者が責任を持って解決します。
- 5 所有者等に変更が生じた場合は、責任を持って引き継ぎを行います。

※添付書類…自己認証・第三者認証を受けていることがわかる製品カタログ等

H27. 4. 1

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者	
住所	
氏名	
指定工事事業者	

誓 約 書

(給水装置工事申込書に係る納付書の分割)

上記の、給水装置工事申込みに係る「手数料」等の納付書については、下記 の理由により納付書を分割して発行していただくことをお願いします。

なお、分割した「手数料」、「分担金」、「舗装復旧費」は、納金後両方すべて を併せて納入済みのコピーを提出します。

また、納金後に給水装置工事を着手します。

なお、後日納付書を分割したことによる問題が発生しましても、当方が責任 を持って解決し、水道事業者には一切ご迷惑をおかけしないことを誓約いたし ます。

【理	曲】				

加古川市上下水道事業管理者 様

 給水装置工事申込者

 住 所

 氏 名
 印

 工事場所

誓約 書(参考)

(1 給水装置工事に伴う利害関係人の承諾について)

給水装置工事の申込みにあたり、土地所有者が不明等により承諾が得られないこと について、下記の事項について誓約します。

記

- 1. 上記の給水装置工事で、私有地を掘削(占用)することで問題があった場合は、当方で対応いたします。
 - なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切 の迷惑をおかけ致しません。
- 2. 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知の上、誓約内容を継承致します。

(理由)

以上

指定工事事業者

印

専用栓番号	_	

加古川市上下水道事業管理者 様

 給水装置工事申込者

 住 所

 氏 名

 工事場所

誓約 書(参考)

(2給水装置工事に伴う利害関係人の承諾について)

給水装置工事の申込みにあたり、給水装置所有者が不明等により承諾が得られない ことについて、下記の事項について誓約します。

記

- 1. 上記の給水装置工事で、既設給水装置(給水管)より分岐することで問題があった場合は当方で対応いたします。 なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切の迷惑をおかけ致しません。
- 2. 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知の上、誓約内容を継承致します。

(理由)

以上 指定工事事業者 <u></u>

参-18

専用栓番号	_

加古川市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者	
住 所	
氏 名	
工事場所	

誓約 書(参考)

(3 給水装置工事に伴う、既設配水管等からの給水管分岐について)

給水装置工事の申込みにあたり、既設配水管等からの給水管分岐の件数基準限度となっていることについて、下記の事項について誓約しますので施工承認をお願いいたします。

記

- 1. 上記の給水装置工事で、既設配水管等より給水管を分岐することで、出水不良等の問題があった場合は当方で対応いたします。 なお、後日問題を生じましても当方が責任を持って解決し、水道事業者には一切の迷惑をおかけ致しません。
- 2. 転売等により所有者が変更になった場合も、新所有者に通知の上、誓約内容を継承致します。

(理由)

指定工事事業者	以上
	印
	

専用栓番号		
-------	--	--

水路敷使用同意書

平成 年 月 日

水利組合長

様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

印

連絡先 TEL

下記の水路敷使用について、同意を受けたいので依頼いたします。

1 使用の目的	上水道給水装置工事
2 工事場所	加古川市
3 掘さく面積	$(幅m)$ × (長さm) = (面積 m^2)
4 占用物件	(口径mm) (管種) (延長m) (深さm)
5 工事期間	同意の日より 日間の内 日間
6 施工業者	指定工事事業者名 連絡先 TEL
7 復旧方法	原形どおり復旧します(管理者の指示どおり)
8 添付図書	位置図 平断面図 その他

※同意書は二部作成し一部は同意者の控えとしてください。

平成 年 月 日

上記の水路敷使用依頼について同意する。

同意者 水利組合長

印

H27.4.1

専用栓番号		
-------	-------------	--

道路掘さく(占用)同意書

平成 年 月 日

町内会長

様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

印

連絡先 TEL

下記の道路掘さく(占用)について、同意を受けたいので依頼いたします。

1 掘さくの目的	上水道給水装置工事
2 工事場所	加古川市
3 掘さく面積	(幅m) × (長さm) = (面積㎡)
4 占用物件	(口径mm) (管種) (延長m) (深さm)
5 工事期間	同意の日より 日間の内 日間
6 施工業者	指定工事事業者名 連絡先 TEL
7 道路復旧方法	仮復旧の後、原形どおり復旧します(管理者の指示どおり)
8 添付図書	位置図 平断面図 その他

※同意書は二部作成し一部は同意者の控えとしてください。

平成 年 月 日

上記の掘さく(占用)依頼について同意する。

同意者 町内会長

印

H27.4.1

専用栓番号	_

1.給水装置工事竣工届(一般直圧給水用) 兼 主任技術者の検査記録報告書

給水装置工事が完成し、給水装置工事主任技術者による竣工検査をしたので報告します。

【水道法施行規則第36条第1項第6号による確認結果の記録】 【指定工事事業者は記録を3年間保存】

No	検査項目	主任技術者の竣工検査項目		適〇	
1	竣工図書関係	竣工届時の必要図書類の確認及び記入もれの確認		否	
	確認項目	竣工図書及び記入内容の詳細	項 欄	×	
1)	給水開始届	* 専用栓番号 *年月日 *申込者 *所在地 *使用者 *所有者 *各 印等			
2)	所有者変更	* 所有者が変更の場合に必要			
3)	使用変更等	* 工事用からの変更等*中止の場合(集合住宅等で新設及び中止を同時に行う場合に必要)等			
4)	竣工図の製図	* 明瞭かつ正確、また解りやすく記入されている。 * 平面図とその他の図面が整合している。			
5)	その他	* その他水道局が指示した書類			
2	現地検査関係	主任技術者よる現地竣工検査の詳細	確認事	適〇	
	検査項目	検査内容の詳細	項欄	否 ×	
	①オフセット	・正確に測定されて記入していること。(・メーター位置・止水栓・バルブ等)			
	②水道メーター	・水道メーターは片寄りがなく水平に取り付けることができること。また逆付けとなっていないこと。			
1)	•直結止水栓、	・検針、取替えに支障がないこと。			
屋	•公道連絡箇所	・止水栓の操作に支障がないこと。			
外		・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。 ・公道連絡箇所(配水管の取付ロ〜メータまで)の使用材料及び工法が加古川市基準であること			
の					
検査	・公道連絡箇所等、工事跡の舗装復旧の状態が良好であること。 ③埋設深さ・所定の深さが確保されていること。				
宜	④管延長	・竣工図面と整合していること。			
	⑤ボックス類	・バルブ等のスピンドルの位置がボックスの中心にあること。			
	⑥止水栓	・正しく取付けられていること。			
	①配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合していること。			
2)		・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。			
		・配管の口径、経路、構造等が適切であること。			
配		・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。			
<u>~~</u>		・逆流防止のための装置等が設置されていること。			
管	@++ ^	・クロスコネクションとなっていないこと。			
	②接 合 ③管 種	・適切な接合が行われていること。			
	③官 惺 ①給水用具	・性能基準適合品を使用していること。 ・性能基準適合品を使用していること。			
3)	②接続	・適切な接合が行われていること。			
		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由及び			
4)	機能検査	給水用具の吐水量、動作状態などが適切であること。			
	고 C =	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないこと			
5)	耐圧試験	(給水装置は1.75MPa 1分間・サヤ管ヘッダー工法等は0.75MPa 60分間(写真添付)・その他)			
6)	水質状況確認	・味、色、濁り、臭いに異常がないこと。・遊離残留塩素0.1mg/L以上あること。			
7)	その他	下記給水方式等の場合は(別紙)を添付してください。			
()		①集合住宅(2階以下)			
		②受水槽式給水			
		③3階直圧式給水			
		④直結増圧式給水			
		⑤その他			

<参考法令>

※水道法施行規則第36条

[※]水道法第25条の4第3項及び第25条の8

(別紙)

平成 年 月 日

2.給水装置工事竣工届(・受水槽・3階直圧・直結増圧式給水用等の追加) 兼 主任技術者の検査記録報告書

給水装置工事が完成し、給水装置工事主任技術者による竣工検査をしたので報告します。

【水道法施行規則第36条第1項第6号による確認結果の記録】 【指定工事事業者は記録を3年間保存】

No	検査項目	工口技術日の攻工快重項目("文小僧"3階直圧"直和増圧式和小寺の項目/			確認	適〇			
3	現地検査関係				事項	否			
	検査項目	主任技術者の検査項目の詳細	直結 増圧	3階 直圧		水槽 親	2F以下 アパート	欄	×
1)	竣工図との整合性	* 現場立会のうえ、配管等、竣工図面との照合	0	0	0	0	0		
1)	等	* 使用材料(性能基準適合品を使用していること)	0	0	0	0	0		
		* 水圧テスト(チャート紙)・(ポンプ以降の各戸又は指示)	0	-	_	_	1		
2)	水圧テスト	* 直圧(直圧の主管・各戸及び共用栓等)	0	0	0	0	0		
		* ポンプニ次側 ~ 各戸の止水の間(給水主管)	0	_	Δ	Δ	_		
3)	バルブ・配管関係	* 設置ヶ所(親メータ前後)(立上り配管毎)	0	0	0	0	_		
3)	(メーター廻り含む)	* バルブ (深さ・ハンドル・BOX 等)	0	0	0	0	0		
		* メーター番号(部屋番号札設置含む)	0	0	0	0	0		
4)	メーター	* 前後の使用材料(止水栓)(減圧弁)	0	0	0	_	0		
4)	(各戸メーター含む)	* PS内の各戸メーター装置は向って右側が上流	0	0	0	_			
		* 防凍力バーの設置	0	0	0	_			
5)	吸排気弁	* 設置ヶ所 使用材料確認(集合住宅等の配管最上部)	0	0	0	0			
6)	出水状況	* 出水状況 (・増圧 最上階 ・3直 3階)	0	0	Δ	Δ	Δ		
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	* 逆止弁の設置状況(注意:3階直圧式の場合)	0	0	_	_	_		
7)	逆流防止弁 (ドレン含む)	* ストレーナの設置	0	_	Δ	Δ			
	(トレンヨむ)	* ドレン弁の設置	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
	直結増圧装置	* 設定水圧	0	_	_	_			
8)	ブースターポンプ	* 作動・停止等の確認	0	_	_	_			
	・減圧式逆止弁含む	* 常時開・閉の札設置	0	_	_	_			
9)	警報装置	* 設置場所及び動作	0	_	0	0	1		
10)		* 設置場所・共用掲示板・管理人室・ポンプ室前等	0	_	0	0			
10)		* 緊急連絡先等の記入内容・各戸配布等入居者への通知	0	_	0	0	_		
141	局・閉栓中の お知らせ等	* 閉栓中カードの各戸配布	0	0	0		0		
11)		* その他(維持管理区分等の説明含む)	0	0	Δ	Δ	Δ		
	受水槽廻り ・	* 六面点検の空間確保	_	_	0	0	_		
10		* バルブ ・ 定水位弁 ・ ダブル配管 ・ 水撃防止器具等	_	_	0	0			
12)		* 真空破壊 ・ドレン ・ 越流管 ・ 防虫網(間接排水)	_	_	0	0			
		* 2槽式 ・ 連通管 ・吐水口空間(吐水口と越流面等)	_	_	0	0	_		
13)	その他	* 貯水槽水道のしおり(設置者へ適正な管理方法の説明)	_	_	0	0	_		

加古川市上下水道局

H30

※凡例

〇 確認(検査)事項

△ 局指定による(協議要)

- 該当なし

※受水槽式給水

各戸⇒各戸検針契約の集合住宅等

親 ⇒親メーター取引の事務所・店舗ビル等

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 住所	
<u></u> 氏名	卸
電話	
事 前 協 議 申 請 書 (給水装置工事)	
☆下記の建物に給水を行いたいので事前協議を申請します。	
言己	
1・事業名	
2・工事場所 (位置図は別紙のとおり)	
3・事業 (建築) の概要	
4・給水方式	
5・給水装置工事の概要 ①水量計算 (1日の必要水量) ②工事の概要 (設計平面図・立面図は別紙のとおり) ★既設配水管口径 mm ★受水槽有効容量 m³ ★取出し管 口径 mm ★ブースターポンプロ径 mm ★メータ 口径 mm	
6・工事の着手・完成予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月	日
7・事業主	
8・事業施工業者	
9・加古川市指定給水装置工事事業者	
10・連絡先 住 所	
氏 名 電 話	

中高層集合住宅における水道料金等の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書

加古川市上下水道事業管理者

(以下「甲」という。)と所有

者等

(以下「乙」という。)及び受水槽以下の給水設備の管理 責任者 (以下「丙」という。)の間に中高層集合住宅にお ける水道料金等の各戸検針及び各戸徴収の取扱いについて、次のとおり契約を 締結する。

(総則)

第1条 甲は、中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、受水槽以下の装置(以下「給水設備」という。)の検針及び水道料金等の徴収業務を行うものとする。

(給水契約)

第2条 給水契約は、甲と給水設備使用者(以下「使用者」という。)との間に締結するものとする。

(給水設備の管理)

- 第3条 乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって給水設備を管理し、水質の保全に努めなければならない。
- 2 乙及び丙は、加古川市水道事業給水条例(昭和38年条例第11号。以下「条例」という。)第28条の3及び加古川市水道事業給水条例施行規程(昭和39年水道事業管理規程第2号。以下「施行規程」という。)第20条の2の規定に基づき維持管理に努めなければならない。

(検針の方法)

- 第4条 甲は、受水槽の上流に設置している水道メーター(以下「親メーター」 という。)と各戸に設置された水道メーター(以下「各戸メーター」という。) を同時に検針するものとする。
- 2 乙及び丙は、前項に規定する検針及び水道料金等の徴収業務に支障が生じないよう、オートロックシステムの暗証番号を事前に甲に通知するなど協力するものとする。

(水道料金の算定)

第5条 前条の規定により検針した各戸メーターの水量をもって使用水量とし、 条例第29条の規定に基づき、水道料金等を算定する。 2 親メーターの使用水量と各戸メーターの使用水量の合計水量を比較し、著しく差が生じたときは、乙又は丙はその原因を速やかに調査し、その原因が維持管理上の責めに帰すると認められるときは、その差の水量の水道料金等は乙又は丙の負担とする。

(水道料金等の徴収方法)

- 第6条 前条の規定に基づき算定された水道料金等の納入方法は、口座振替の 方法によるものとする。
- 2 共同で使用する場合における水道料金等は、乙又は丙から口座振替の方法により徴収する。

(修繕等の方法)

第7条 乙が所有する給水設備が腐食等により取替え又は修繕(以下「修繕等」という。)を必要とするときは、給水設備維持管理委託業者が修繕等を行い、これに要する費用は乙の負担とし、甲は乙の所有する給水設備の修繕等を一切行わない。

(届出)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。
 - (1) 乙又は丙に変更があったとき。
 - (2) 使用者に変更があったとき。
 - (3) 給水設備維持管理委託業者を変更したとき。
 - (4) 給水設備等の改良又は増設工事を行おうとするとき。
 - (5) オートロックシステムの暗証番号を変更しようとするとき。

(検査)

- 第9条 甲は、水質保全又は使用水量の計量等必要があると認めたときは、給水設備を検査し、又は乙に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項に規定する措置を講ずるよう求められたときは、乙の負担において速やかに実施しなければならない。

(売買等)

第10条 売買その他によって所有者又は使用者が変更したときは、新所有者又は新使用者は、この契約に基づく権利及び義務をすべて継承する。

2 前項の場合において、乙は、新所有者又は新使用者に対して本契約内容を 周知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙がこの契約に違反し、甲の勧告にもかかわらず、なお、義務を履行 しないときは、甲はいつでも本契約を解除することができるものとし、契約 解除後はすべて親メーターのみによって検針及び水道料金等の徴収を行うも のとする。

(実施細目)

第12条 この契約に定めるもののほか、給水、検針又は水道料金等の徴収に関しては、条例、施行規定及び要綱の定めるところによるものとし、これらにより難いとき又は疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、甲、乙又は丙いずれからも異議の申出がないときは、引き続き1ヵ年延長したものとみなし、その後も同じ方法によるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の 上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲	印
乙	印
丙	印

平成 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

所有者等, 住所

氏名 囙

電話

★中高層集合住宅の水道料金等各戸徴収取扱申請書★

この度、給水設備を使用する中高層集合住宅の各戸ごとの検針及び水道料金等の徴収 の特例の取扱いを受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1. 住宅名
- 2. 住宅所在地
- 3. 住宅の所有者名
- 4. 使用者の代表者名
- 5.,, 住宅棟数戸数

鉄筋 6. 住宅構造概要 階建て

7. ,給水設備概要 ①受水槽容量 トン 個

> ②高架水槽容量 トン 個

棟 戸(子メーター数 f mm

8. 親メーター口径・番号

口径 f mm メーターNo.

9. 現行の専用栓番号

10. 添付書類

- ①給水設備の管理責任者選定届
- ②中高層集合住宅の水道使用者名簿
- ③給水設備の配管図及び付属設備図
- ④ 給水設備維持管理委託業者選定届
- ⑤その他

個)

加古川市上下水道事業管理者 様

所有者等 住所

氏名 印

電話

★管理責任者選定(変更)届★

下記のとおり、受水槽以下の装置の管理責任者を選定(変更)したので、お届けします。

住宅名		
住宅所在地	加古川市	
管理責任者の住所		
氏名		印
電話	TEL	
連絡の方法		

様式第3号(第4条関係)

★集合住宅の使用者名簿★

住宅名

※新設につき、給水開始をもって充てる。

様式第4号(第4条関係)

平成 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

所有者等 住所

氏名 印

電話

★管理委託業者選定(変更)届★

下記のとおり、受水槽以下の装置の維持管理委託業者を選定(変更)したので、お届けします。

住宅名	
住宅所在地	加古川市
委託業者住所	加古川市指定給水装置工事事業者
氏名	印
電話	TEL
備考	

1. メータ設置の例

メータ設置の例について次のように取り決める。

〈メータ設置基準〉

- (1) 1つの建物ごとに1個の水道メータ(以下「メータ」という。)を設置することとする。
- (2) 同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメータを設置すること。なお、建築物が直圧給水を受ける共同住宅等で独立した構造の場合は、個々にメータを設置すること。
- (3) メータは、使用する用途によりそれぞれ1個のメータを設置すること。

〈メータ設置の例〉

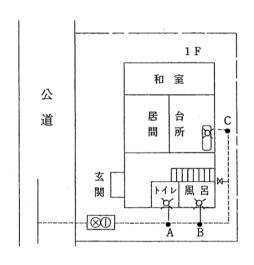
(直結給水)

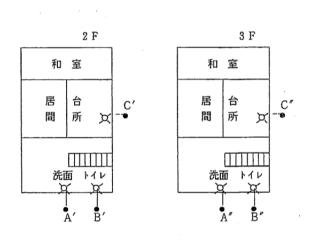


玄関1ヶ所の2世帯住宅及び3世帯住宅

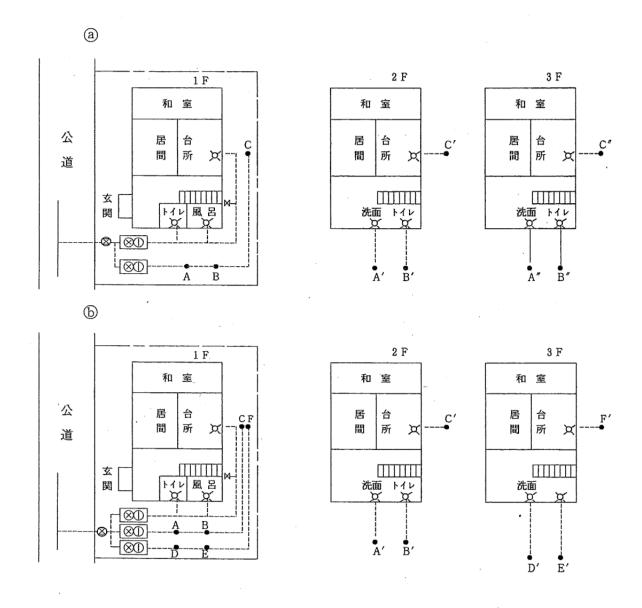
〔建築構造及び給水設備〕

- ※専用の入口が1ヶ所で、1、2、3階の各世帯が、内部の階段でつながっており、独立した区画ではない。
- (1) 通常はメータ設置基準(1)に基づきメータ設置数は1個となる。





(2) 使用者(所有者)の要望により、1、2、3階のそれぞれに台所、風呂、トイレの3ヶ所のうち、2ヶ所を備えている場合には設置数を2個以上とすることができる。



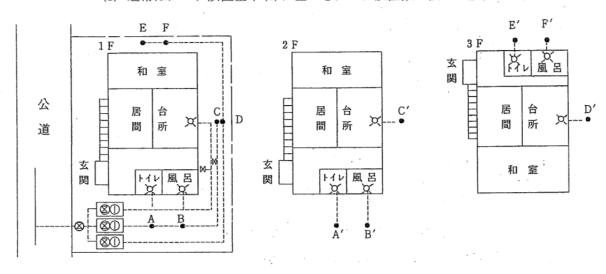
例2

玄関が各々別々の2世帯住宅及び3世帯住宅

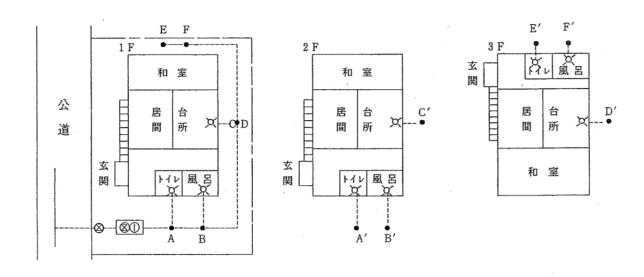
〔建築構造及び給水設備〕

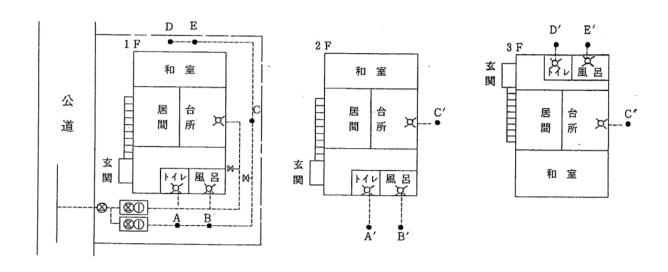
専用の入口が各々別々にあり、各世帯は、外部階段でつながっており、独立した区画である。

(1) 通常はメータ設置基準(2)に基づきメータ設置数は個々に設置する。



(2) 賃貸住宅でなく、入居者が親子関係にあり、使用者(所有者)が要望した場合に設置メータは1個にすることを認めることができる。 (2個)





例3 同一數

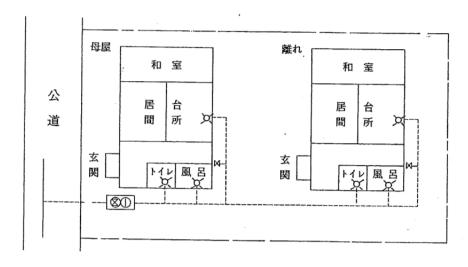
同一敷地内に独立住宅が2軒

〔建築構造及び給水設備〕

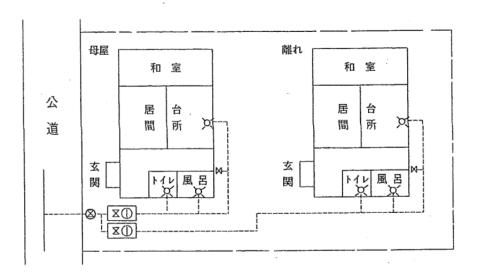
同一敷地内に母屋と離れが各々独立した区画として建設されている。

(1) メータ設置基準(2)に基づき1個のメータを設置する。

(使用者が同じ)



(2) メータ設置基準(1)に基づき2個のメータを設置する。

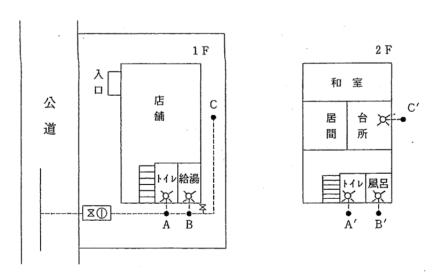


例4

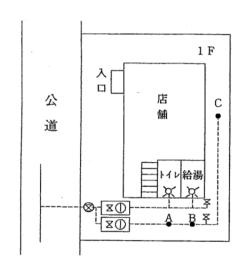
1階店舗等、2階住宅の店舗等付住宅

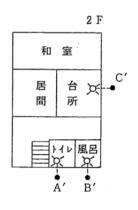
〔建築構造及び給水設備〕

- ① 1階店舗等と2階住宅は、内部階段でつながっており、1、2階独立した区画でない。
- ② 水の利用用途が業務用と一般用が混在している。
- (1) メータ設置基準(1)に基づき1個のメータを設置する。



(2) メータ設置基準(3)に基づき 2 個のメータを設置する。各メータにつながっている給水栓が用途ごとに区分されていることを条件として使用者(所有者)の要望(申請)により対応する。





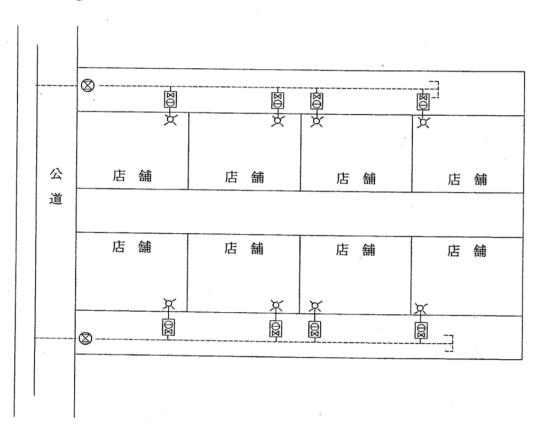
例 5

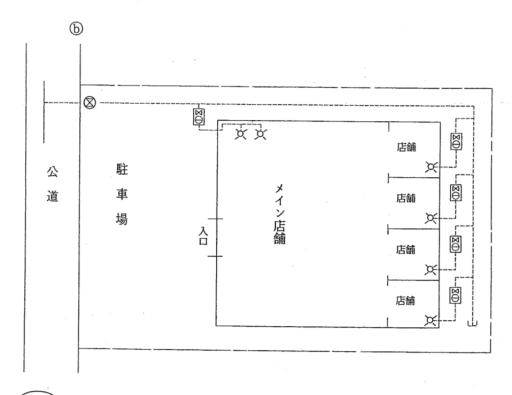
市場等

〔建築構造及び給水設備〕

- ① 不特定多数の人が利用する通路に面した市場等
- ② 店舗間の仕上がりが明確でないものを含む。

(a)

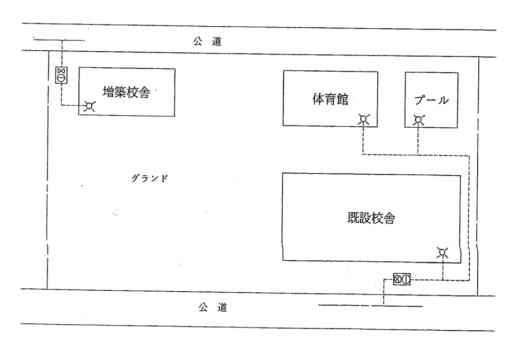




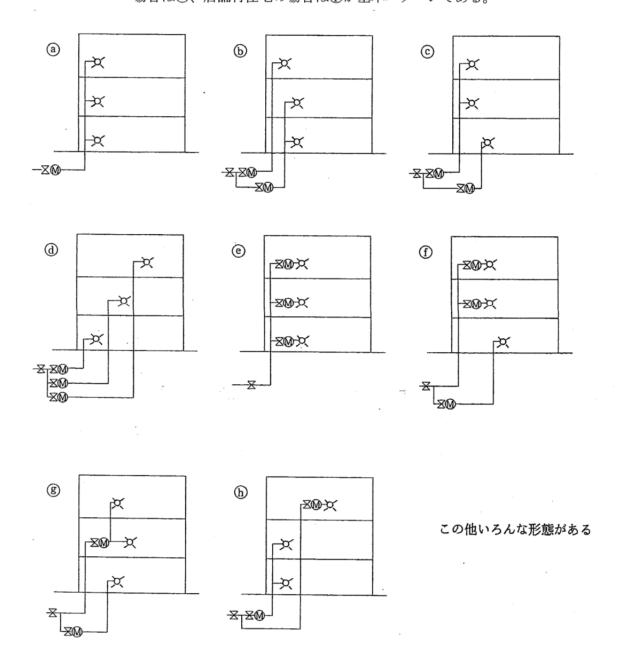
例6) 学校、工場等広い同一敷地内での増築

[建築構造給水装置の利用条件]

- ① 学校、工場、病院等広い敷地内での増築
- (1) 既設メータの増径、既設メータからの給水が困難であると協議のうえ判断した場合に別メータを設置することができる。



※ 3階直圧給水試験的導入において、メータ設置例として下図のように、所有者の要望に合わせることとしている。戸建専用住宅の場合は®、集合住宅の場合は®、店舗付住宅の場合は①が基本パターンである。



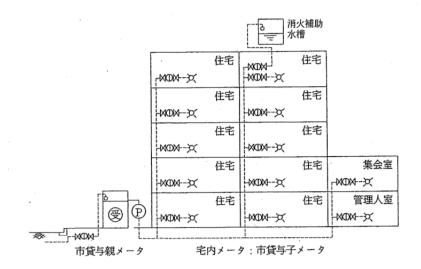
(受水槽方式)

例1

全部が住宅の集合住宅

. 〔建築構造及び給水設備〕

住宅は独立した区画で、台所・トイレ・風呂の設備の3ヶ所のうち、2ヶ所を備 えている建物。



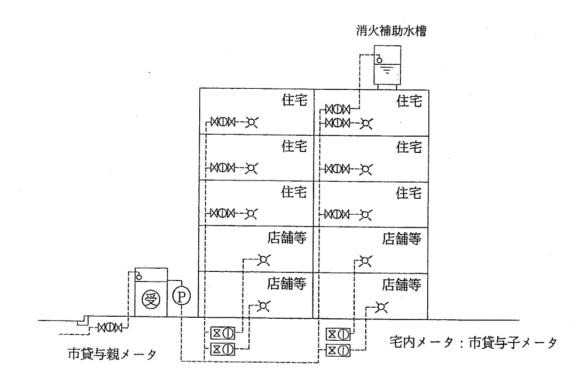
・共用散水を設置する場合は、緊急用を兼ねることとして別メータとして直圧給 水とする。

例2

ゲタバキ住宅(1~2階店舗、3階以上住宅)

〔建築構造及び給水設備〕

店舗(事務所)は、利用上独立(使用者が異なる)しており、住宅は、独立した 区画で、台所・トイレ・風呂の設備の3ヶ所のうち2ヶ所を備えている建物。

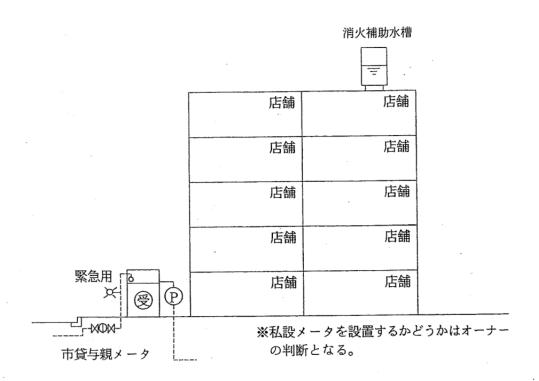


- ※1建物1給水方式としていることから、すべて受水槽からの給水とする。
- ※ゲタバキ住宅である場合で、住宅が主たる建物については中高層集合住宅として各戸 検針各戸徴収できる。
- ※共用散水を設置する場合は、緊急用を兼ねることとして別メータとして直圧給水する。

(例3) 全部が業務用のテナントビル

[建築構造及び給水設備]

- ① 店舗の各戸にメータが設置される建物
- ② 店舗の各戸にメータが設置されない建物
- ※1建物1給水方式としていることから、すべて受水槽からの給水とする。
- ※住宅が主たる建物について各戸検針各戸徴収できることとしているが、当該建物は親 メータ契約となる。

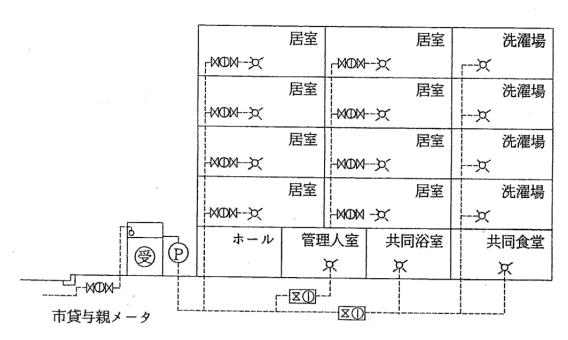


(例4)

独身寮、会社寮等

〔建築構造及び給水設備〕

- ① 居室は、各々独立した区画である。
- ② 住宅用設備の台所・トイレ・風呂の3ヶ所のうち、2ヶ所を各居室に設置されている。
- ※1建物1給水方式としていることから、すべて受水槽からの給水とする。
- ※共用散水を設置する場合は、緊急用を兼ねることとして別メータとして直圧給水とする。
- ※施工規程から各戸検針各戸徴収することができる。会社等が親メータ契約とするとした場合は、親メータ契約とする。



宅内:各戸検針各戸徴収の場合市貸与メータ

- 給水装置使用材料 承認一覧表
- 配水管使用材料

加古川市上下水道局

給水装置使用材料 (配水管の取付口から水道メーターまでの給水装置)

給水装置に使用する材料は、給水装置の構造及び材質の規準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)の基準に適合したものを使用することになっている。維持管理の観点から、各自治体において公道上の給水装置の構造を指定できることとなっている。

このことから、加古川市において現在、次表の製造業者の材料を使用している。

品 名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
管・継手類 1/2			
水道用耐衝撃性硬質 ポリ塩化ビニル管 HIVP	JIS K 6742	HIVP(TS接合)	積水化学工業㈱ ㈱クボタ 三菱樹脂㈱ シーアイ化成㈱
水道用耐衝撃性硬質 ポリ塩化ビニル管継手 HIVP	JIS K 6743	HIVP(TS接合)	積水化学工業㈱ ㈱クボタ 三菱樹脂㈱ シーアイ化成㈱
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K116		日本鋼管㈱ 住友金属工業㈱ 積水化学工業㈱ 新日本製鉄㈱ 川崎製鉄㈱ 三菱樹脂㈱
水道用ライニング 鋼管用管端防食形継手	JWWA K150		日立金属㈱ 理研ピストリンク工業 日本鋼管継手㈱ 住友金属工業㈱ 積水化学工業㈱ 三菱樹脂㈱
水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管及び 継手	JWWA K129 JWWA K130	開発行為等の場合 (HIVP-RRロング継手)	配水管に準じる
水道用ダクタイル鋳鉄管 (GX形・K形) (エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G113 JWWA G120	1種管 耐震性能 配水管に準じる	配水管に準じる
水道用ダクタイル鋳鉄 異形管 (GX形・K形) (エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G114 JWWA G121	耐震性能 配水管に準じる	配水管に準じる

品 名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
管・継手類 2/2			
水道用ダクタイル鋳鉄管特殊押輪	離脱防止性能	耐震性能 配水管に準じる 耐震基準3DkN以上	大成機工㈱ コスモ工機㈱ ㈱水研 クロダイト工業㈱ 関東鋳鉄㈱
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	仮設に使用	
水道用ポリエチレン管金属 継手	JWWA B 116	仮設に使用	
水道用ステンレス鋼鋼管	JWWA G 115		ステンレス協会加盟会社 日新製鋼㈱ 日本金属工業㈱ ナストーア㈱ 日本ステンレス工材(㈱ 大平洋金属(㈱
水道用ステンレス鋼鋼管継手	JWWA G 116	50mmメーター廻り等	(株)ベンカン 三重ホーロー(株) (株)水島製作所 オーエヌ工業(株) (株)リケン 日立金属(株) モリ工業(株)

品 名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
継手類			
伸縮式可とう継手 分水栓用 (メネジ) 止水栓用 (メネジ) バルブ用 (オネジ)	性能基準適合品	管理者指定品 20~50mm(平行ネジ) 13~25mm 40~50mm	栗本商事㈱ (株)光明製作所 新興弁栓㈱ (株)日邦バルブ (株)タブチ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱ (株)キッツ
鋼管用ユニオン継手	性能基準 適合品	13~50mm	栗本商事㈱ ㈱光明製作所 新興弁栓㈱ ㈱日邦バルブ ㈱タブチ 前澤給装工業㈱
ユニオンソケット (ガイドナット付)	性能基準適合品	13~50mm	栗本商事㈱ (株) (株) (株) (株) (株) (株) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
メーター用フレキシブル継 手	性能基準適合品	13~25mm	栗本商事㈱ (株)光明製作所 新興弁栓㈱ (株)日邦バルブ (株)タブチ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱ (株)キッツ (株)テクノフレックス・トーラ ヨツギ㈱
メーター用伸縮継手 (単式逆流防止弁箇所)	性能基準適合品	40mm (40mm 50mm)	栗本商事㈱ ㈱タブチ 新興弁栓㈱ 前澤給装工業㈱

品 名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
弁・栓類 1/3			
A 型ボール式水道用 サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	JWWA B 117	75~350mm(配水管) ×20・25・40・50	栗本商事㈱ ㈱光明製作所 新興弁栓㈱
A 型ボール式水道用 サドル付分水栓 (ビニル管用)	JWWA B 117	40×20 $50 \times 20 \cdot 25$ $75 \sim 150 \text{mm}$ $\times 20 \cdot 25 \cdot 40 \cdot 50$	(株)日邦バルブ (株)タブチ 前澤給装工業(株) 前田バルブ工業(株) (株)キッツ
割T字管(不断水工法) (400mm 以上の配水管から 分岐の場合) (75mm 以上の給水管を分岐 する場合)	性能基準適合品	工法は 50mm 以下で は 50mm 簡易バルブ 付で分岐 75mm 以上では 配水管の分岐に準 じる	コスモ工機(株) 大成機工(株)
青銅製水道用 ソフトシール仕切弁 (バルブ形) (ハンドル白 内ネジ)	JWWA B120	管理者指定品 40・50mm、左回り開	栗本商事㈱ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱ ㈱タブチ
青銅製水道用 ソフトシール仕切弁 (甲止水栓形) (キーハンドル白 外ネジ)	JWWA B120	管理者指定品 13・20・25mm、左回 り開	栗本商事㈱ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱
逆止弁付水道用 ソフトシール仕切弁 (メーター直結止水栓形 伸縮、逆止弁付)	JWWA B120 性能基準 適合品	管理者指定品 13・20・25mm、 左回り開	栗本商事㈱ 前澤給装工業㈱
水道用ソフトシール 仕切弁 (配水管用)	JWWA B120	配水管に準じる (75mm 以上右回り 開)	配水管に準じる

品 名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
弁・栓類 2/3			
水道用メーター ユニット (メーター直結止水栓 一体形)	JWWA B108 性能基準 適合品	管理者指定品 (PS 内メーター) φ13mm~φ25mm	栗本商事㈱ ㈱光明製作所 新興弁栓㈱ ㈱日邦バルブ ㈱タブチ 前澤給装工業㈱ ㈱ダンレイ ㈱キッツ
水道用ボール止水栓 (メーター直結止水栓形 伸縮、逆止弁付)	JWWA B108 性能基準 適合品	管理者指定品 (PS 内メーター) (改修用) φ13mm~φ25mm	改修以前の 既設設置品の業者 (局協議)
水道用単式逆流防止弁	性能基準 適合品	3 階直圧式給水等	
水道用吸排気弁	性能基準適合品	3 階直圧式給水等 (立管の最上部等)	㈱日邦バルブ ㈱タブチ 前澤給装工業㈱
水道用地下式消火栓	JWWA B 103	配水管に準じる	配水管に準じる
水道用急速空気弁	JWWA B 137	配水管に準じる	配水管に準じる
水道用補修弁	JWWA B 126	配水管に準じる	配水管に準じる
水道用減圧弁	性能基準 適合品	PS 内メーターのメー ターユニットに直結	メータ―ユニット承認業者
水道用流量調整弁	性能基準 適合品	75mm 以上メーターに 直結	大豊機工㈱等
水道用ボールタップ	性能基準 適合品	受水槽式給水 φ20mm以下の流入管	
水道用定水位弁	性能基準 適合品	受水槽式給水 φ25mm 以上の流入管	兼工業㈱ ㈱FMバルブ製作所 東陶機器㈱ ㈱ベン ㈱アイエス

品名	規格等	摘 要	製 造 業 者 名
弁・栓類 3/3			
水道用水擊防止器	性能基準 適合品	受水槽式給水	(㈱本山製作所 日立金属㈱ 等
バルブ類	性能基準 適合品 JWWA B 2011 10K	受水槽式給水及び 仮設に使用	東洋バルブ㈱ (㈱キッツ 吉沢バルブ㈱ 前澤給装工業㈱ 栗本商事㈱

品 名	規格等	摘要	製 造 業 者 名
ボックス類・その他			
ボックス類 メーターBOX (FRP 製蓋)	管理者 指定品	13~25mm	前澤化成工業㈱ 日之出水道機器㈱ 栗本商事㈱ φ20のみ
メーターBOX (鋳鉄製)	管理者 指定品	40 · 150mm 50 · 75 · 100 · 200mm	㈱ダイモン 園部重工業㈱
止水栓 BOX	管理者 指定品	13~25mm(公道用) 13~25mm(宅内用)	㈱ダイモン
バルブ BOX	管理者 指定品	40~50mm(宅内用)	㈱ダイモン
仕切弁等 BOX (配水管用)	管理者 指定品	40~(公道等に使用) 配水管に準じる	配水管に準じる
防食コア類 密着コア 銅コア SUS ブッシュ	管理者 指定品	20~25mm 40~50mm 75mm 以上	サドル付分水栓の承認業者 サドル付分水栓の承認業者 75mm 以上の割分水栓の業者
パッキン類 メタルパッキン	管理者 指定品	分岐からメーターま での各継手に使用	各継手類の承認業者
その他 埋設用表示シート	管理者 指定品	道路・埋戻し箇所	ョツギ㈱ サンエツ護謨工業㈱
水道用 明示ピン	管理者 指定品	給水管取出し箇所	コノエ測器
その他 防食フィルム被覆等 明示テープ	管理者 指定品	分水栓等取付け口等	サドル付分水栓等の業者

[※]記載のない給水器具については、性能基準適合品で管理者が承認したもの

メーターユニット仕様書

集合住宅で、各戸検針用の各戸メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、メーター ユニットを使用した配管または、加古川市指定の従来工法による配管とする。

1. メーターユニットの構成

メーターユニットとは、その基本構造が、止水栓、メーター接続器具、逆止弁装置等から構成され台座等に取付け一体としたもので、メーターの着脱が容易にできる給水用具をいう。

2. メーターユニットの構造及び材質について

- ①メーターユニットは水道法第16条の「給水装置の構造及び材質」に適合していること。
- ②メーターの着脱については圧着式とし、専用工具を使用しない構造であること。
- ③逆止弁及び水道メーター用パッキンの取替えが可能であること。また、パッキンについては下記寸法表に適合するものを使用すること。(メタル入りパッキンは使用不可)

(JIS K 6353)

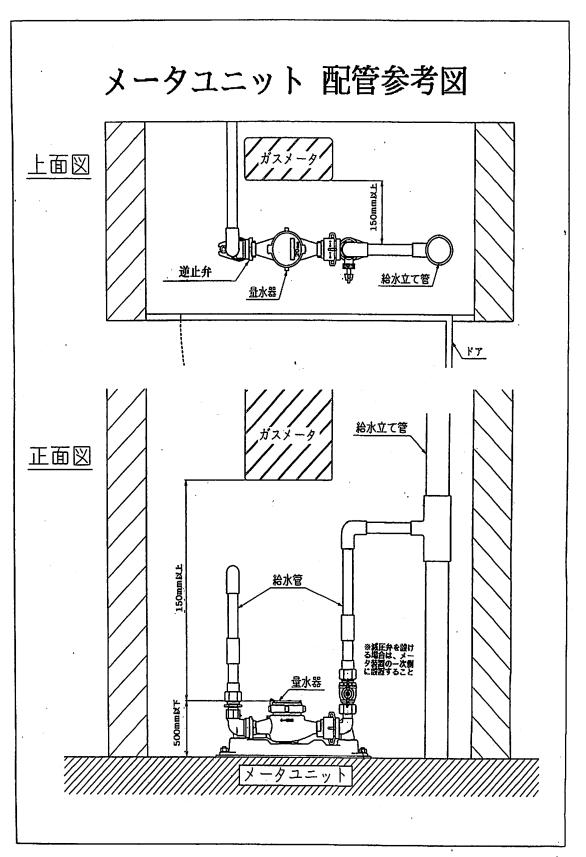
メーター口径	外径 (D)	内径 (d)	厚さ (T)
13	24. 0	14. 0	3.0
20	30. 0	21. 0	3. 0
25	38. 0	26. 0	3. 0

単位:mm

④メーターユニットによる配管は、13 mm、20 mm、25 mmのメーター装置を対象とする。

3. 施工上の留意事項

- ①台座はアンカーボルト等により床面に固定すること。
- ②メーターは原則として、扉に向って右側が上流になるように配管し、かつ扉に対して平行に配管すること。(配管参考図 参照)
- ③メーターの高さは、床から50センチメートル以下とすること。また、他の配管との間隔は15センチメートル以上保持すること。(配管参考図 参照)
- ④減圧弁を設置する場合は、メーターの一時側止水栓の下流に取り付けること。
- ⑤メーターユニットの配管接続部の形状をテーパめねじとする場合は、管端防食コアを使用すること。
- ⑥凍結防止用の保温カバーを設置すること。また保温カバーについては、容易に着脱でき、 メーター検針・メーターの取付け及び取外しに際しては最小限の作業量で行える構造と すること。また、止水栓の操作、停水キャップの着脱に支障のないこと。



給水装置工事申込書の記入手順

指定工事事業者の作成する給水装置工事申込書の記入手順は以下の通りとする。

※加古川市指定の申込み用紙(A3)の記入欄、右側上段の太い黒線枠内の該当事項を記入する。 なお、左側設計書等についは別途説明する。

1. 申込者

申込年月日・申込者住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入し押印する。

※氏名には必ず(ふりがな)を付けること。また、法人等の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。

※押印の印は、申込書及び添付書類一式について統一すること。

2. 施工場所

施工場所及び地番は、申込者や建築確認済証等で確認し正確に記入する。※基本は登記簿。

3. 給水方式

直圧式・受水槽方式・3階直圧式・直結増圧式のいずれかを○で囲む。

※受水槽式と3階直圧式及び、直結増圧式は給水事前協議が必要(回答写し添付)である。

4. メーター保管届

新設・増設・改造工事申込みの場合は(取出し・撤去以外)説明の上、記名押印する。

5. 土地·建物承諾

他人の所有する土地・建物に給水装置を設置する場合で、申込者と異なる場合のみ記入。 ※親子の間柄でも承諾は必要である。

※私道路等の管理者(所有者)が不明の場合は、法務局の登記簿謄本及び公図で確認。

6. 分岐承諾

他人の所有する給水装置(給水管)より分岐して、給水装置を設置する場合に記名押印。 ※上記5.6については、別紙承諾書の添付でも可としている。

7. 帰属承諾

給水装置(給水管)に関しては個人所有となるが、給水装置を上下水道局に帰属する場合には帰属承諾欄に記入する。

※帰属にかかわらず、基本的にメーターまでの給水管が漏水した場合の修繕は上下水道局で行っている。

※帰属できる給水管口径は、基本的に縦断的に布設されている φ 2 5 以上の給水管とする。

8. メーター口径

メーター口径を記入する。※既設メーターの場合も記入する、口径変更は変更後の口径。 ※新設 φ 2 5以上のメーターにての工事用給水は原則として認めない。

(工事用の申込書と同時に、増設申込書を提出する場合はこの限りでない。)

9. 栓数 ・所要水量・開栓予定

給水栓数を記入する(給湯器含む)。また、所要水量及び開栓予定日を記入する。 ※記入漏れに注意。

10. 工事種別

新設・取出・増設・改造・撤去のいずれかを ○ で囲む。

11. 口径変更

口径変更を伴う場合は 有 にし、その口径を記入する。口径変更の必要が無いものは 無とする。

12. 受水槽容量・高架水槽の有無等・各戸検針契約の有無及び戸数

受水槽式の場合のみ記入する。また、受水槽容量等は有効容量を記入する。

※受水槽式は、貯水槽水道となりその管理者は設置者(所有者)です。有効容量が 10m3 を超える場合には簡易専用水道となり環境部局への届出が必要です。また、10m3 以下は小規模貯水槽水道となり同様の管理に努めることを申込者へ説明。

13. 道路種別

道路を占用(掘削)する場合は、道路種別を○で囲む。

14. 路線番号・路線名

上記13に該当する場合は、各道路管理者(管理部署)に事前確認し記入する。

※道路管理者への申請方法及び許可条件は管理者に事前確認する。また、市道の路線コード及び路線名は上下水道局の受付窓口でも確認できる。

15. 道路申請願

道路占用(掘削)許可申請を伴う工事の場合のみ記名押印する。

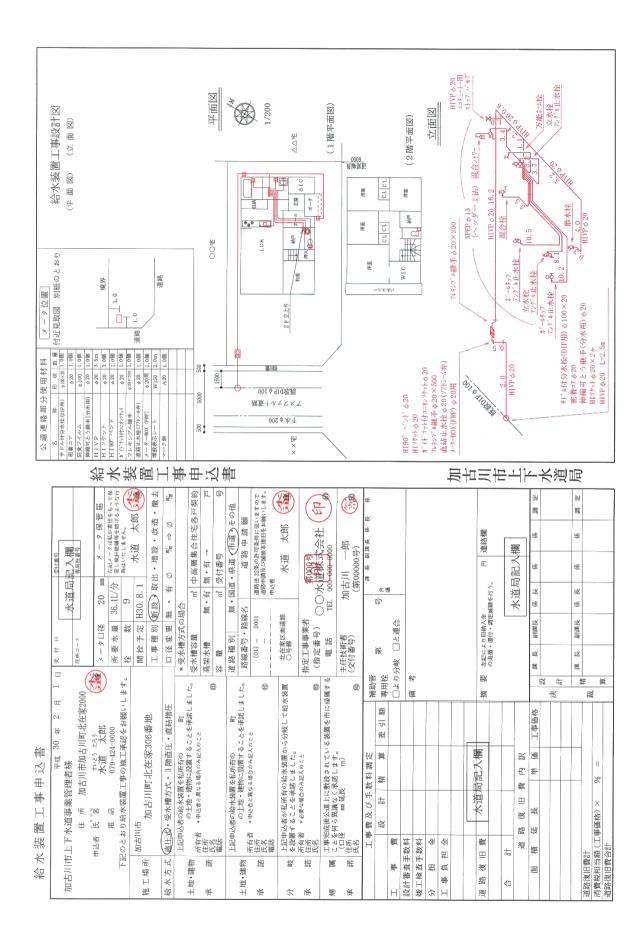
※舗装本復旧を申込者等が行う場合にも記入し押印すること。⇒誓約書の添付が必要。

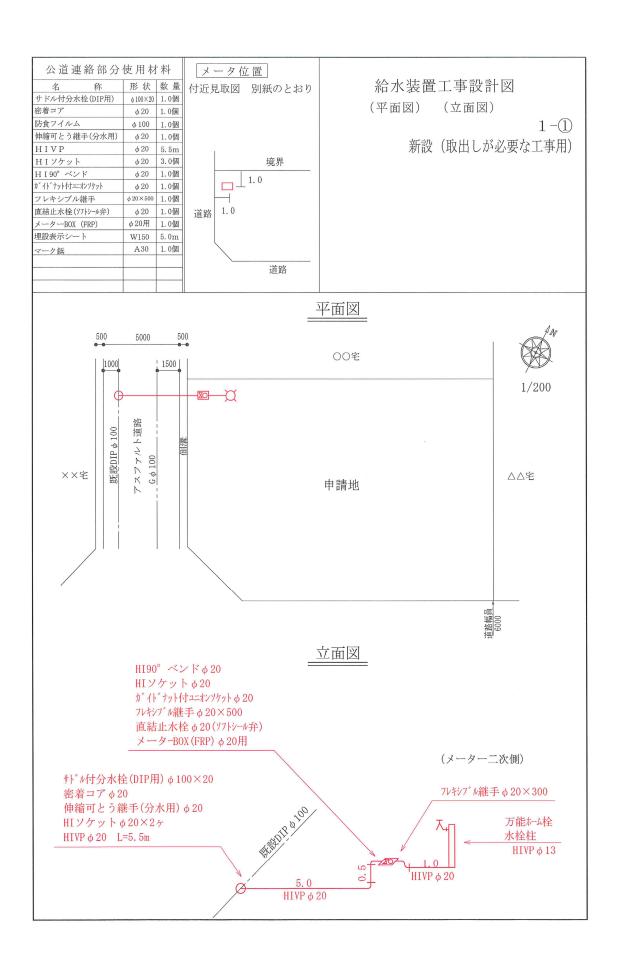
16. 指定工事事業者(指定給水装置工事事業者)

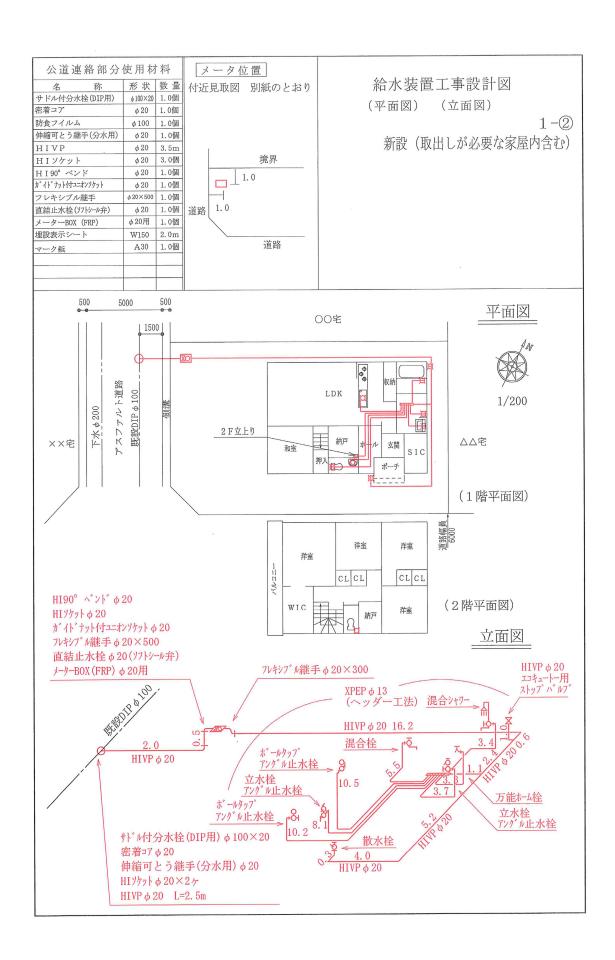
指定工事事業者名の記名押印、加古川市の指定番号、及び連絡先の電話番号も記入する。

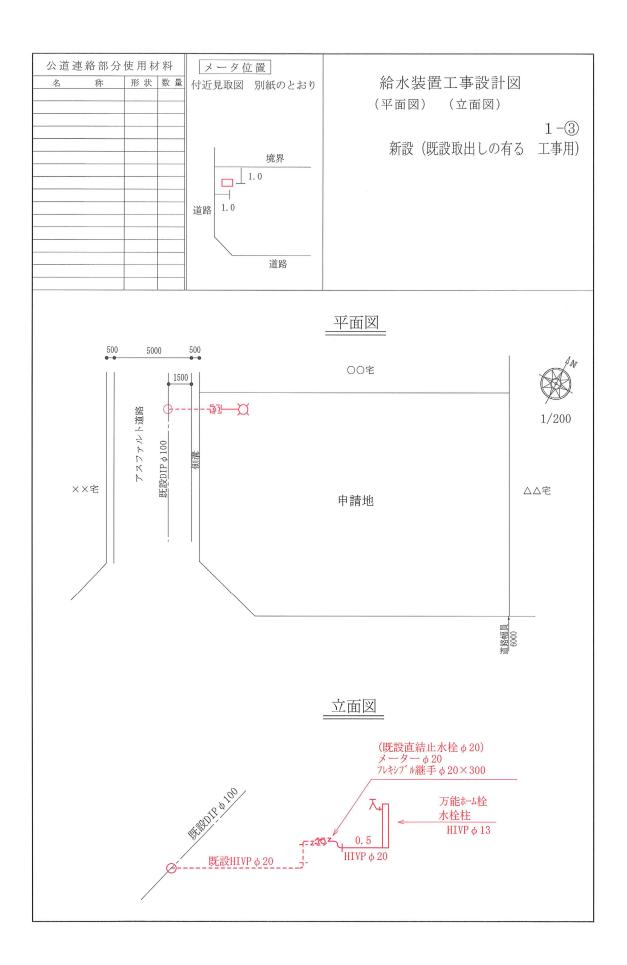
17. 主任技術者 (給水装置工事主任技術者)

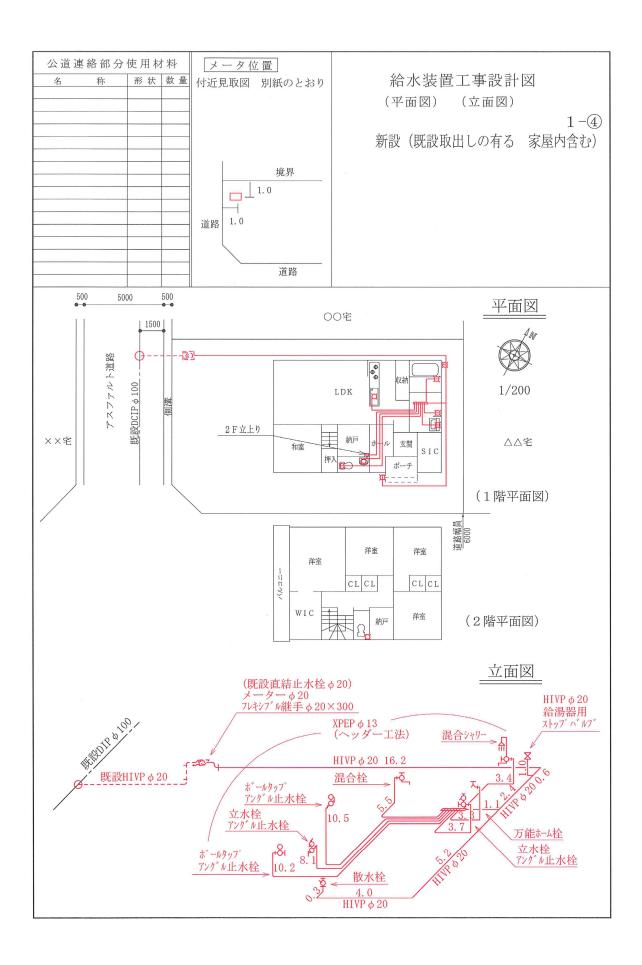
指定工事事業者より選任された、主任技術者の氏名の記名押印と、厚生労働省の交付番号を記入する。



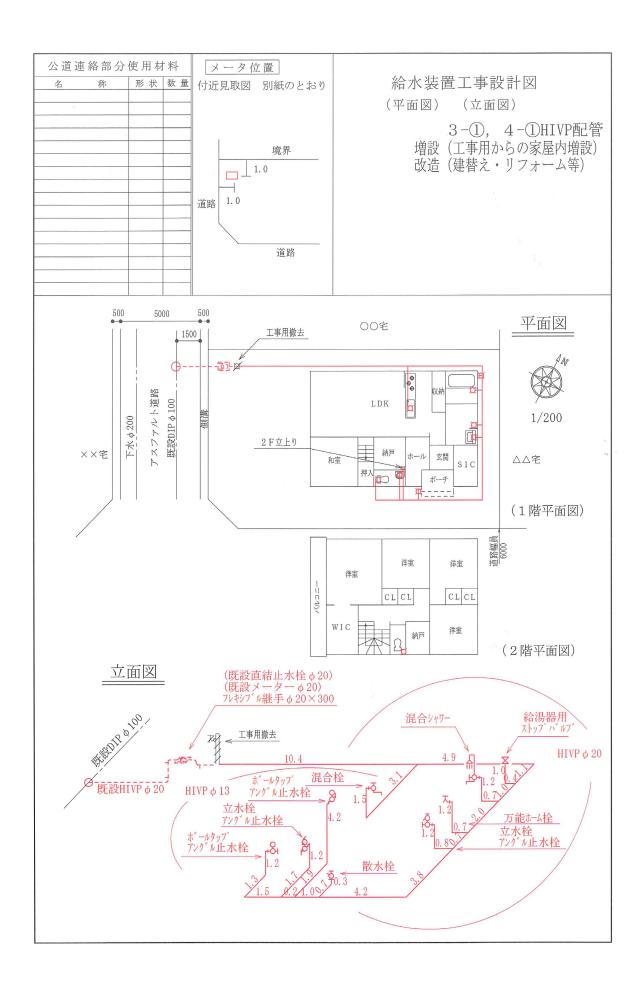


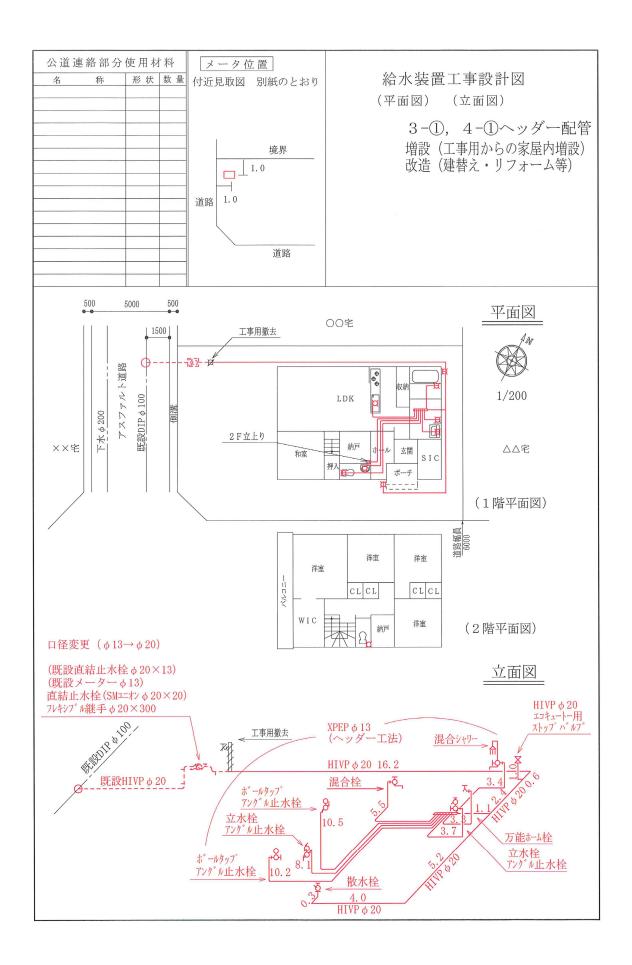


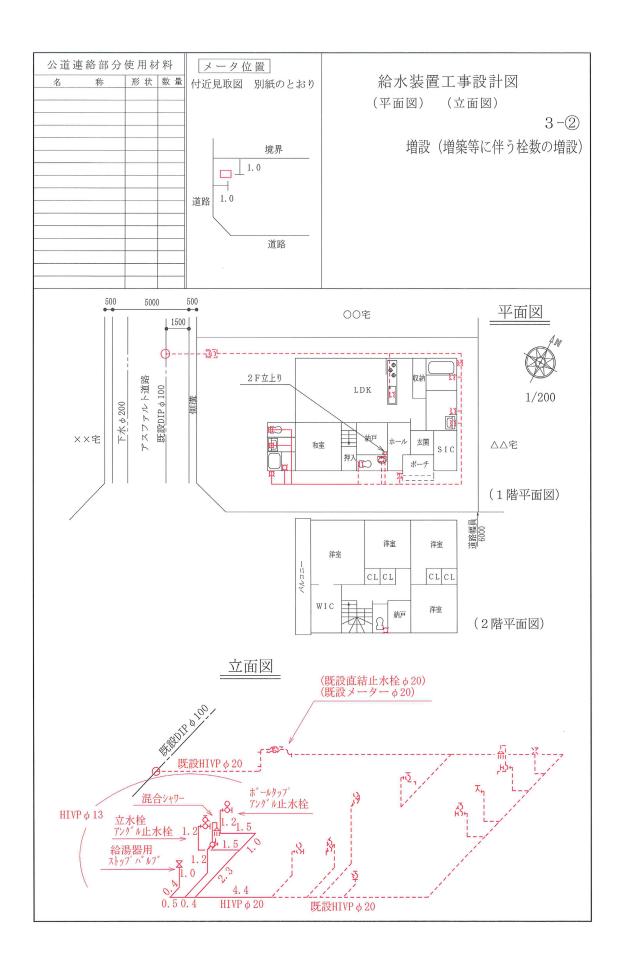


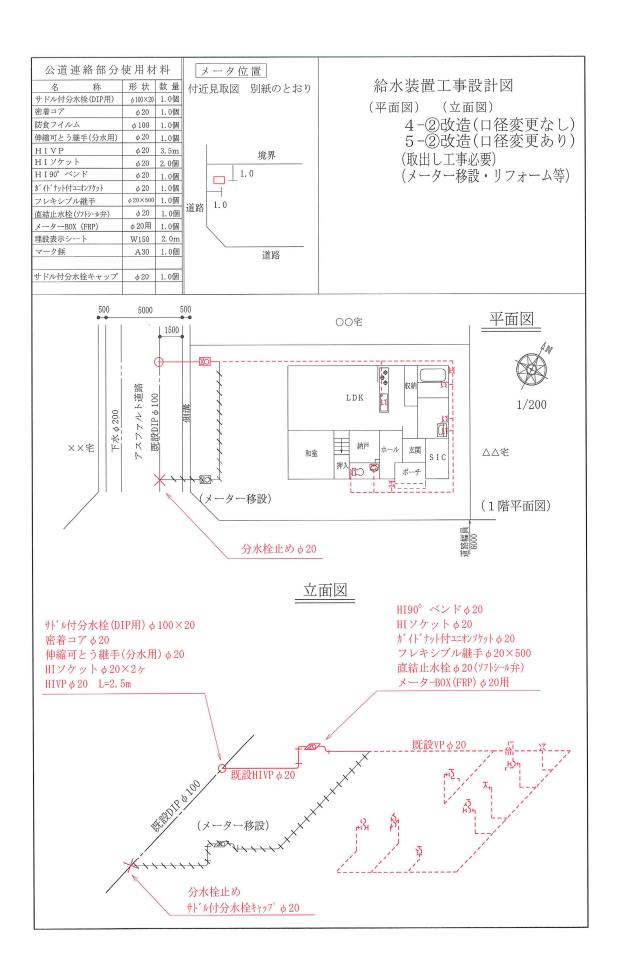


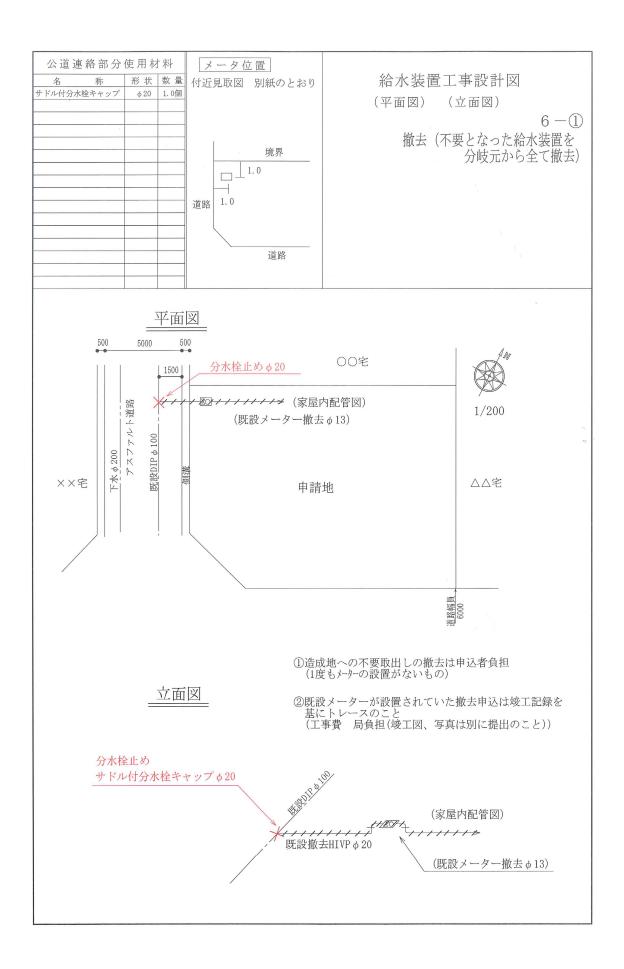
	/s 田 +:	leak 4	2	/ m	T	
公道連絡部分			メータ・			^^ L \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
名 称	形状	数量	付近見取図	別紙のとおり		給水装置工事設計図
サドル付分水栓(VP用)	ø 50×20	6.0個				(平面図) (立面図)
密着コア	φ 20	6.0個				
方食フイルム	φ 100	1.0個				2-0
申縮可とう継手(分水用)	φ 20	6.0個				新設(先行取出し(造成地
HIVP	φ 20	23.8m				利政(九1)収出し(垣风地
H I ソケット	φ 20	6.0個				
H I 90° ベンド	φ 20	8.0個				
* イド ナット付ユニオンソケット	φ 20	6.0個				
/レキシブル継手	φ 20 × 500	6.0個		2平面図通り		
『結止水栓(ソフトシール弁)	φ 20	6.0個				
ーターBOX (FRP)	φ20用	6.0個				
設表示シート	W150	23.8m			* HTWD	150 の行りよりますい体上り ハボナス
ーク鋲	A30	6.0個			1.HIVP	φ50mmの行止まり配水管より、分岐する の甲止水栓は不要とすることができる。
	1100	,			場合 送者	1の中止水栓は不要とすることかでさる。
					2. 様式(に記入できない場合は別紙(A3)として
					何かい	して下さい。
				I		
平面	図					
		宅	2地3	宅地	2	宅地1
:	AN					
					1.0	1.0
	3)				<u></u>	
					0.71	₽ 1, 0, 7
				101	· · · ·	10
1 /00				1.0		HIVP \$50 → UIF \$75
1/30	0			0. 7 既設 650	บ	82
				Z \$50		3.8
				1.01		
					0.71	98 86 000 d d d d d d d d d d d d d d d d d
			ſ		0.1 -	日 , 0.1
					1 -	1.5
					1.5	1.0
		宅	. 地 4	الما ك		
		宅	5地4	宅地		宅地6
		宅	地4	宅地		
		宅	地4	宅地		
	_	宅	地4	宅地		宅地6
	_	宅	地4	宅地		宅地6
	i図	宅	地4	宅地		宅地6
立面	1図_			宅地	15	宅地 6
立面	<u>i図</u>	宅地	3(4)		15	宅地6道路幅 0.01宅地1・2(5・6)
立面	i図	宅地:サト、ルイ	3 (4) 讨分水栓(VP	宅地 用) φ 50×20	15	宅地6連路幅点のが宅地1・2(5・6)サト*ル付分水栓(VP用) φ 50×20
_立面	ī <u>z</u>	宅地: 朴 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	3 (4) 守分水栓(VP 『 ø 20	用) _φ 50×20	15	 宅地6 電地6 電地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20
立面	<u>i図</u>	宅地: サ*ル/ 密着: 伸縮i	3(4) 守分水栓(VP でφ20 可とう継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20	15	宅地6連路幅点のが宅地1・2(5・6)サト*ル付分水栓(VP用) φ 50×20
_立面	i図	宅地: サ*ル/ 密着: 伸縮i	3 (4) 守分水栓(VP 『 ø 20	用) φ 50×20 分水用) φ 20	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20
_ 立面	ī <u>z</u>	宅地: 州·州 密伸紹 HI90°	3(4) 守分水栓(VP でφ20 可とう継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20	15	宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘント* φ20
立面	ī <u>z</u>	宅地: サト* ルイ 密 伸 縮 i HI 90° HI ソケッ	3(4) 付分水栓(VP でφ20 可とう継手(「ベント"φ20 小φ20	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ	15	宅地6 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ペント* φ20 HIソケットφ20
立面	<u>i図</u>	宅地: サト*ルイ 密伸紹 HI90° HIソケッ カ*イ	3(4) 守分水栓(VP で φ 20 可とう継手(^´ンド φ 20 パ φ 20 ゚ナット付ユニオンソ	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20	15	宅地6 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着ゴブφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ペント* φ20 HIソケット φ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケット φ20
<u>立面</u>	i図	宅地: サト・ルイ 密 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	3 (4) 対分水栓(VP IT φ 20 可とう継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ*ント* φ20 HIソケット φ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケット φ20 フレキシブ*ル継手 φ20×500
<u>立面</u>	ī <u></u>	宅地・ が密伸HI90° HI) が ひ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	3 (4) 対分水栓(VP IT φ 20 可とう継手(ベンパ・φ 20 パ・φ 20 ド・サル付ユニオンソ ・・ル継手 φ 20 止水栓 φ 20(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁)	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ペント* φ20 HIソケットφ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキシブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁)
<u>立面</u>	i図	宅 サ [*] 密伸 HI 90° ルット シン 直 メーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (4) 守分水栓(VP で φ 20 可 と う継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁) 0用	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・φ20 HI90° ヘ・ント・φ20 ガ・イト・ナット付ユニオンリケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁)メーターBOX(FRP) φ20用
<u>立面</u>	<u> </u>	宅 サ [*] 密伸 HI 90° ルット シン 直 メーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (4) 対分水栓(VP IT φ 20 可とう継手(ベンパ・φ 20 パ・φ 20 ド・サル付ユニオンソ ・・ル継手 φ 20 止水栓 φ 20(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁) 0用	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ペント* φ20 HIソケットφ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキシブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁)
<u>立面</u>	ī⊠_	宅 サ [*] 密伸 HI 90° ルット シン 直 メーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (4) 守分水栓(VP で φ 20 可 と う継手(用) φ50×20 分水用) φ20 ×2ケ ケットφ20 ×500 ソフトシール弁) 0用 m(L=6.1m)	15	宅地6 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ベンド φ20 HIソケットφ20 カ*仆*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキンブル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
立面		宅地: * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	3 (4) 守分水栓(VP で φ 20 可 と う継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁) 0用	15	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ*ント* φ20 HIソケットφ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキシブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁)メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
立面	記 宅地3	宅地: * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	3 (4) 守分水栓(VP で φ 20 可 と う継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2 ケ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁) 0用 m(L=6.1m)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	宅地6 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ベンド φ20 HIソケットφ20 カ*仆*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキンブル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
<u>立面</u>		宅地: * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	3(4) 対分水栓(VP で φ 20 可 と う 継手(用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ツフトシール弁) の用 m(L=6.1m)	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
	宅地3	宅 サ 密伸 HI 90° ト 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 (4) 対分水栓(VP 17 φ 20 可とう継手(へ、ント、 φ 20 ナット付エコオンソ ル継手 φ 20(上水栓 φ 20(30X(FRP) φ 2 φ 20 L=3.3	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2 ケ ケット φ 20 ×500 ソフトシール弁) 0用 m(L=6.1m)	25 宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト*ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コアφ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ*ント* φ20 HIソケットφ20 カ*イト*ナット付ユニオンソケットφ20 フレキシブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁)メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
		宅 サ 密伸 HI 90° ト 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 (4) 対分水栓(VP 17 φ 20 可とう継手(へ、ント、 φ 20 ナット付エコオンソ ル継手 φ 20(上水栓 φ 20(30X(FRP) φ 2 φ 20 L=3.3	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ツフトシール弁) の用 m(L=6.1m)	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
	宅地3	宅 サ 密伸 HI 90° ト 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 (4) 対分水栓(VP 17 φ 20 可とう継手(へ、ント、 φ 20 ナット付エオンソ ・ル継手 φ 20(は水栓 φ 20(30X(FRP) φ 2 φ 20 L=3.3	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ツフトシール弁) の用 m(L=6.1m)	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
	宅地3	宅 サ・密伸 HI が フレ 直 メート で 1 イン 音 に が 1 イン 直 メート I V P ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3 (4) 対分水栓(VP 17 φ 20 可とう継手(へ、ント、 φ 20 ナット付エオンソ ・ル継手 φ 20(は水栓 φ 20(30X(FRP) φ 2 φ 20 L=3.3	用) φ 50×20 分水用) φ 20 ×2ヶ ケット φ 20 ×500 ツフトシール弁) の用 m(L=6.1m)	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
	宅地3	宅 サ・密伸 HI が フレ 直 メート で 1 イン 音 に が 1 イン 直 メート I V P ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3 (4) 対分水栓(VP ア φ 20 可 と う 継手(用) φ50×20 分水用) φ20 ×2ヶ ケットφ20 ×500 ソフトシール弁) 0用 m(L=6.1m) 宅地1	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)
	宅地3	宅 サ・密伸 HI が フレ 直 メート で 1 イン 音 に が 1 イン 直 メート I V P ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3 (4) 対分水栓(VP ア φ 20 可 と う 継手(用) φ50×20 分水用) φ20 ×2ヶ ケットφ20 ×500 ソフトシール弁) 0用 m(L=6.1m) 宅地1	宅地	 宅地6 宅地1・2(5・6) サト・ル付分水栓(VP用) φ50×20 密着コア φ20 伸縮可とう継手(分水用) φ20 HI90° ヘ・ント・ φ20 HIソケット φ20 カ・イト・ナット付ユニオンソケット φ20 フレキンブ・ル継手 φ20×500 直結止水栓 φ20(ソフトシール弁) メーターBOX(FRP) φ20用 HIVP φ20 L=2.5m(L=4.7m)

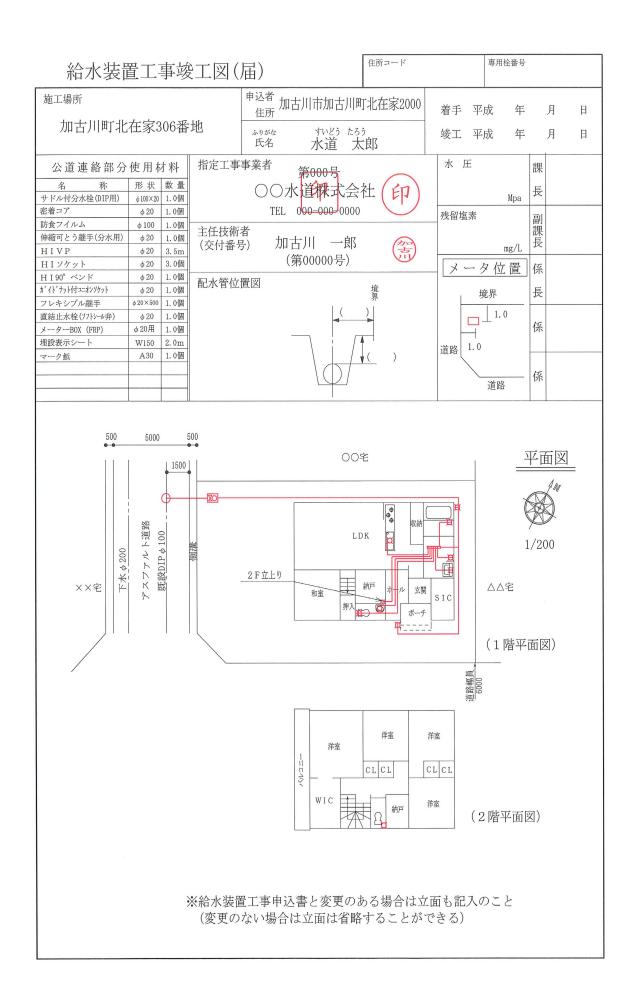












専用栓番号

0101 - 00001

平成 ** 年 **月 ** 日

1.給水装置工事竣工届(一般直圧給水用) 兼 主任技術者の検査記録報告書

給水装置工事が完成し、給水装置工事主任技術者による竣工検査をしたので報告します。

【水道法施行規則第36条第1項第6号による確認結果の記録】 【指定工事事業者は記録を3年間保存】

No	検査項目	主任技術者の竣工検査項目	確認	適〇			
1	竣工図書関係	竣工届時の必要図書類の確認及び記入もれの確認	事項	否			
	確認項目	竣工図書及び記入内容の詳細	欄	×			
1)	給水開始届	* 専用栓番号 *年月日 *申込者 *所在地 *使用者 *所有者 *各 印等					
2)	所有者変更	* 所有者が変更の場合に必要					
3)	使用変更等	* 工事用からの変更等*中止の場合(集合住宅等で新設及び中止を同時に行う場合に必要)等	0	0			
4)	竣工図の製図	* 明瞭かつ正確、また解りやすく記入されている。 * 平面図とその他の図面が整合している。					
5)	その他	* その他水道局が指示した書類					
2	現地検査関係	主任技術者よる現地竣工検査の詳細	確認事	適〇			
	検査項目	検査内容の詳細	項欄	否 ×			
	①オフセット	・正確に測定されて記入していること。(・メーター位置・止水栓・バルブ等)					
	②水道メーター	・水道メーターは片寄りがなく水平に取り付けることができること。また逆付けとなっていないこと。					
1)	•直結止水栓、	・検針、取替えに支障がないこと。					
屋	•公道連絡箇所	・止水栓の操作に支障がないこと。					
外		・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。	\circ	0			
の		・公道連絡箇所(配水管の取付ロ〜メータまで)の使用材料及び工法が加古川市基準であること ・公道連絡箇所等、工事跡の舗装復旧の状態が良好であること。	O	O			
検	③埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。					
査	④ 管延長	・竣工図面と整合していること。					
	⑤ボックス類	・バルブ等のスピンドルの位置がボックスの中心にあること。					
	⑥止水栓	・正しく取付けられていること。					
	①配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合していること。					
2)		・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。					
		・配管の口径、経路、構造等が適切であること。					
配		の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。					
		・逆流防止のための装置等が設置されていること。	0	0			
管		・クロスコネクションとなっていないこと。	O				
	②接 合	・適切な接合が行われていること。					
	③管 種	・性能基準適合品を使用していること。					
3)	①給水用具	・性能基準適合品を使用していること。					
	②接 続	・適切な接合が行われていること。					
4)	機能検査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由及び	0	0			
		給水用具の吐水量、動作状態などが適切であること。 ・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないこと					
5)	耐 圧 試 験	・ たのが圧による側圧試験で、欄が及び扱いなどのないこと (給水装置は1.75MPa 1分間 ・サヤ管ヘッタ゚ー工法等は0.75MPa 60分間(写真添付) ・その他)	0	0			
6)	水質状況確認	・味、色、濁り、臭いに異常がないこと。 ・遊離残留塩素0.1mg/L以上あること。	0	0			
		下記給水方式等の場合は(別紙)を添付してください。		$\overline{}$			
7)	その他	①集合住宅(2階以下)					
		②受水槽式給水					
		③3階直圧式給水					
		④直結增圧式給水					
		⑤その他					

<参考法令>

※水道法第25条の4第3項及び第25条の8

※水道法施行規則第36条

専用栓番号 0101 - 00001

平成 ** 年 **月 ** 日

2.給水装置工事竣工届(・受水槽・3階直圧・直結増圧式給水用等の追加) 兼 主任技術者の検査記録報告書

給水装置工事が完成し、給水装置工事主任技術者による竣工検査をしたので報告します。

【水道法施行規則第36条第1項第6号による確認結果の記録】 【指定工事事業者は記録を3年間保存】

No	検査項目	主任技術者の竣工検査項目(・受水槽・3階直圧・直結増圧式給水等の項目)							適〇	
3	現地検査関係	主任技術者よる現地竣工検査の詳細								
	検査項目	主任技術者の検査項目の詳細	直結 増圧	3階 直圧	受z 各戸		2F以下 アパート	欄	×	
1)	竣工図との整合性	* 現場立会のうえ、配管等、竣工図面との照合	0	0	0	0	0			
1)	等	* 使用材料(性能基準適合品を使用していること)	0	0	0	0	0			
		* 水圧テスト(チャート紙)・(ポンプ以降の各戸又は指示)	0		_	_	-			
2)	水圧テスト	* 直圧(直圧の主管・各戸及び共用栓等)	0	0	0	0	0			
		* ポンプニ次側 ~ 各戸の止水の間(給水主管)	0		Δ	Δ				
3)	バルブ・配管関係	* 設置ヶ所(親メータ前後)(立上り配管毎)	0	0	0	0	l			
3)	(メーター廻り含む)	* バルブ (深さ・ハンドル・BOX 等)	0	0	0	0	0			
		* メーター番号(部屋番号札設置含む)	0	0	0	0	0	0	0	
4)	メーター	* 前後の使用材料(止水栓)(減圧弁)	0	0	0	_	0	U		
4)	(各戸メーター含む)	* PS内の各戸メーター装置は向って右側が上流	0	0	0	_	_			
		* 防凍カバーの設置	1バーの設置 0 0 0 —	_						
5)	吸排気弁	* 設置ヶ所 使用材料確認(集合住宅等の配管最上部)	0	0	0	0	_			
6)	出水状況	* 出水状況 (・増圧 最上階 ・3直 3階)	0	0	Δ	Δ	Δ			
	光本叶工石	* 逆止弁の設置状況(注意:3階直圧式の場合)	0	0	_	_	_			
7)	逆流防止弁 (ドレン含む)	* ストレーナの設置	0	I	Δ	Δ	l			
		* ドレン弁の設置	0	Δ	Δ	Δ	Δ			
	直結増圧装置	* 設定水圧	0	_	_	_	_			
8)	・ブースターポンプ	* 作動・停止等の確認	0	_	_	_	_	_	_	
	・減圧式逆止弁含む	* 常時開・閉の札設置	0	_	_	_	_			
9)	警報装置	* 設置場所及び動作	0	_	0	0	_			
10)	維持管理体制表	* 設置場所・共用掲示板・管理人室・ポンプ室前等	0	_	0	0	_			
10)	(掲示板)	* 緊急連絡先等の記入内容・各戸配布等入居者への通知	0		0	0		0	0	
11)	局・閉栓中の	* 閉栓中カードの各戸配布	0	0	0	_	0			
11)	お知らせ等	* その他(維持管理区分等の説明含む)	0	0	Δ	Δ	Δ			
		* 六面点検の空間確保	_	_	0	0	_			
10\	型 地 構 添り	* バルブ ・ 定水位弁 ・ ダブル配管 ・ 水撃防止器具等	_		0	0				
12)	受水槽廻り	* 真空破壊 ・ドレン ・ 越流管 ・ 防虫網(間接排水)	_		0	0		0	0	
		* 2槽式 ・ 連通管 ・吐水口空間(吐水口と越流面等)	_	_	0	0	_			
13)	その他	* 貯水槽水道のしおり(設置者へ適正な管理方法の説明)	_		0	0	_			

加古川市上下水道局

H30

※凡例

〇 確認(検査)事項

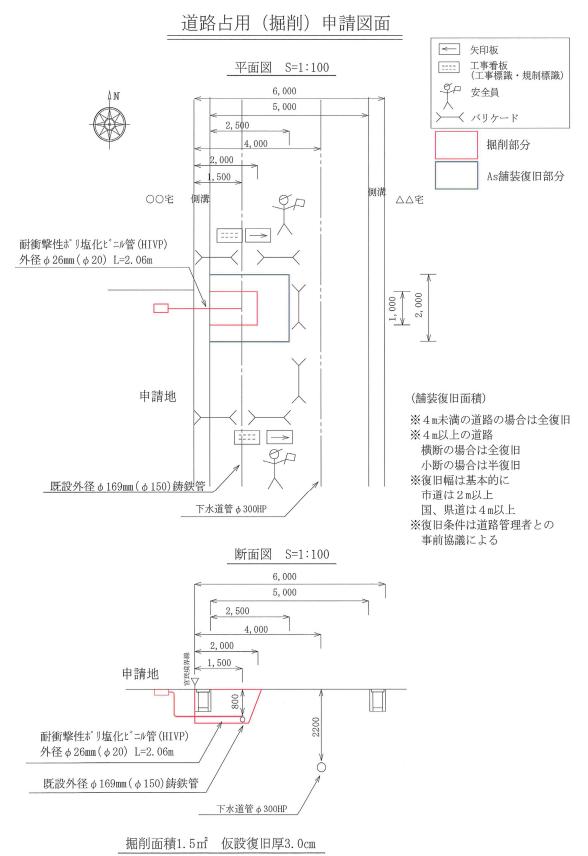
△ 局指定による(協議要)

- 該当なし

※受水槽式給水

各戸⇒各戸検針契約の集合住宅等

親 ⇒親メーター取引の事務所・店舗ビル等



耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HIVP) 外径φ26mm(φ20) L=2.06m